

六月五日（金曜日）

出席議員

のぐち	吉村	松平	宮野	ほかり	依田	高山	石沢	千田	豪一	浅川	山田	宮本	田中	沢田	小林	宮崎
けんたろう	美紀	雄一郎	ゆみこ	吉紀	かずひろ	のりゆき	恵美子			のぼる	ひろこ	伸一	香澄	けいじ	れい子	こうき

十八番	十九番	二十番	二十一番	二十二番	二十三番	二十四番	二十五番	二十六番	二十七番	二十八番	二十九番	三十番	三十一番	三十二番	三十三番
-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------

たかはま	金子	市村	田中	名取	白石	松丸	岡崎	上田	品田	浅田	海津	高山	山本	板倉	関川
なおき	てるよし	やすとし	としかね	顕一	英行	昌史	義顕	ゆきこ	ひでこ	保雄	敦子	泰三	一仁	美千代	けさ子

欠席議員
なし

三十四番

出席説明員

地域包括ケア推進担当部長	兼福祉事務所長	福祉部部長	アカデミー推進部長	市民部部長	防災危機管理室長	総務部部長	企画政策部長	教育部長	副区長	副区長	区長
矢島孝幸	鈴木裕佳	長塚隆史	高橋征博	榎戸弘一	榎戸弘一	新田幸男	丹羽恵玲	加藤裕一	佐藤正子	成澤廣修	

総務課長	監査事務局長	教育推進部長	会計管理室長事務取扱	施設管理部長	資源環境部長	土木部長	都市計画部長	兼文京保健所長	保健衛生部長	こども未来部長
畑中貴史	渡邊雄大	吉田直樹	宇民清	松永剛史	細矢光幸	小野光幸	鵜沼秀之	阿部敦子	多田栄一郎	

事務局職員

事務局局長	議事調査主査	議事調査主査	議事調査主査	議事調査主査
佐久間康一	杉山大樹	窪田英二郎	高橋裕美	

議事調査主査	議事調査担当	議事調査担当
菅波節子	宮川美帆	眞鍋由起子

議事日程

日程 第一 一般質問

午後二時開議

○議長（市村やすとし）

ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（市村やすとし）

まず、

本日の会議録署名人の指名を行います。

本件は、会議規則に基づき、議長において、

十 番 豪 一 議員
三十一番 山 本 一 仁 議員
を指名いたします。

○議長（市村やすとし） これより、日程に入ります。

日程第一、一般質問を行います。

〔金子てるよし議員「議長、十九番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 十九番金子てるよし議員。

〔金子てるよし議員登壇〕

○金子てるよし議員 二〇二六年六月定例議会に当たり、日本共産党

文京区議会議員団を代表して質問いたします。

初めに、平和をめぐる問題について伺います。

アメリカはイランと核問題の交渉中だった二月末、体制転換を狙い国際法無視の先制攻撃で政府要人や一般市民を殺害しました。紛争や意見の違いを爆撃で解決する無法な世界に陥るか否か、歴史的な岐路にあります。

文京区議会は四月八日、アメリカ、イスラエル、イランに対し軍事行動の即時中止と平和的解決を求める議長声明を出し、「どんな困難があっても国連憲章、国際法に基づいた平和な世界を構築してきた人類の営みを守らなくてはならない」と訴えました。区長も四月十日に「平和と秩序、安全を脅かす」とし、「武力紛争の拡大を避けなければならぬ」と声明を出されておられます。議会と首長が平和的解決を求め表明できたことは重要だと考えます。

その後の情勢を踏まえ、アメリカの二月のイラン攻撃は国際法と国連憲章に反し、国際秩序が危機との認識はあるか伺います。

平和特派員として沖縄県うるま市を訪れた中学生は「戦争は駄目だ

ということをおもっている人は多くても、日本人の全員が戦争について強い思いを持っているわけではない」、「戦争を経験していない私たちだからこそ戦争の恐ろしさについて深く知る必要がある」とレポートし、広島を訪問した中学生は「核抑止でなく核兵器廃絶を」と報告しています。

平和宣言及び非核平和都市宣言を行う自治体の首長として、これら中学生のレポートへの受け止めを伺います。

中学生の報告は、平和への希望を学び、継承する平和事業の重要性を伝えていきます。平和特派員の定員を倍にして、派遣先はうるま市と広島を交互にするよう求めて伺います。

五月にニューヨークで開催されたNPT再検討会議でも、核軍備競争停止や核軍縮交渉の法的義務を規定したNPT第六条の履行を迫る国が加盟国の七割に達しています。日本政府も、非核三原則を遵守し、「核兵器の持込みは認められていない」と発言しています。

平和事業を展開する区としても、国に非核三原則堅持を要請するべきで、伺います。

また、二〇一九年に発行した平和マップは、区民が戦争遺構を歩いて回り、戦争の記憶を継承する学習活動に使われています。この中で「平和マップ掲載の被災樹木が現地で確認することができない」、「礫川公園・東京砲兵工廠跡」とある礫川公園には砲兵工廠の案内標識がない」、「千駄木平和地蔵の説明文が古くなっている」との声が寄せられました。戦争を二度としないために、被害の実相を学び、加害の歴史も知ることは重要です。

平和マップ掲載の戦争遺構の説明板を区として設置し、小・中学校に配布して地域学習で活用できるよう周知してください。伺います。

中東での戦争は経済を危機に追い込み、建設職人や関連事業者を組

織する東京土建文京支部から深刻な声が寄せられています。

造園業の方は「肥料が入荷せず、生木の処分費が高騰している」、設備工事業者は「仕事が無くなり、短時間バイトアプリで食いつないでいる」、内装工事の業者さんは「内装材は一〇％から四〇％値上げで七月にも価格改定の予告がある」、防水工事業では「通常四千五百円ぐらいの養生テープが一箱一万円、二つで二万五千円、高くて買えない」、いずれも厳しい実態です。

私たち独自の聞き取りでも、内装業者の方は「発注が止まって土日は宅配業でバイトしないと生活できない」、設計事務所の方に聞きますと「接着剤の不足で建具が納品されず、工事完了時の報酬が入金しない」、運送業の方は「とにかく支援をしてほしい」、こういう声です。

共通しているのは「コロナ禍のときよりも深刻」、「もう借入れは不可能」、こういう声です。政府が公表した補正予算では危機対策が極めて不十分です。

そこで、中小事業者支援として国には緊急の固定費対象の給付金を求め、区はコロナ禍で四千事業所の利用があつた補助を再開し、中小事業者へ家賃やリース料、電気・ガス代など固定費支援を行い、価格高騰、供給制約の実態把握、事業者への情報提供を行い、北区に倣つて特別の相談窓口の開設を求めます。それぞれ伺います。

また、危機から事業者を守り振興策を展開する上でも、中小企業振興条例を制定し、建設関連業だけでなくケア労働を担う医療や介護など福祉事業者も対象に地域経済支援の施策を展開することを求めています。

その上で、二十三区で最も建設業が減少している文京区では特段の支援が必要です。

そこで、第一として、区発注の工事は資材高騰や供給遅延などを踏まえ、設計や契約の変更、工期の延長、インフレスライド条項などの柔軟な運用を図ること。

二つ目に、中小業者の経営悪化を防ぐため、制度融資の拡充、要件緩和や返済条件の柔軟化などを講じること。

第三に、建設資材の目詰まりや便乗値上げが疑われる事例など、中小企業支援員とともに区職員も直接聞き取りで実態を把握して、メーカーや流通業者、業界団体、国などと情報共有を強めて解消に向け対応を取ること。

四つ目に、住宅建設やリフォーム工事で価格高騰により追加費用の発生、工期遅延などの相談増加に対応するため、区民や事業者がためらいなく相談できる体制を取り、天変地異などでの資材供給の停滞などの対応ルールを定めた二〇二四年十二月施行の建設業法第二十条の二が工期延長や請負金額の変更などの交渉で活用できることを周知して相談に乗ること。

五つ目に、国に原材料・建設資材の供給安定化、価格高騰対策などの支援策を要求すること。

以上、それぞれ答弁を求めます。

中東での戦争による危機から暮らしを守る支援も必要です。所得低迷と物価高騰でエンゲル係数は過去四十年で最大の二八・八％を記録し、区内では居住費の高騰も加わって、三十代後半の若者世代の人口減が生じて大変な事態です。消費税減税は社会保障削減と一体で検討する政党だけの参加で会議を行い、何らの軽減策すら示していません。区としての生活困窮者への給付金を実施し、生活保護利用者には電気代の夏季加算も行うべきです。

また、区民から要望の声がある電動自転車の購入補助や家賃補助も

踏み切ることを求めて伺います。

その一方、シビックセンターの改修は当初二〇一八年度から十年間で百七十四億円掛かると公表していましたが、五年延長し総額で二百六十五億円掛かると議会に報告されています。シビックセンター改修実施支援業務報告書によると、その内訳は当初計画で示した工事の六割の実施済み分百六十億円と将来工事分四十三億円に加え、当初計画にはない追加工事分六十億円とシビックセンター外への執務室確保の仮設工事三億八千万円分と分かりました。

当初計画工事の残りの四割を単純計算で百六億円とすると、二〇一七年に区民に百七十四億円掛かると言って開始したシビックセンター改修は、五年目の中間見直し説明の約束をほごにしたまま総額で三百七十一億円へと二倍を超える事業費に膨らむと試算され、改修は二十五年目の二〇四二年度まで続く見込みであることも分かりました。

長期にわたる莫大な税金投入ですから、議会報告だけでなく財政見通しも含めて区民説明会などを通じて区民合意を取り付けることが必要ではありませんか。伺います。

また、先送りや見直しで工事内容を精査し一層の圧縮を図るなどの検討を更に加えるべきです。お答えください。

なお、追加工事六十億円のうち三十億円は二〇二五年度までに既に実行されましたが、当初計画に含まれていないのに改修工事の全体像を説明しないまま進捗させたことは重大問題です。認識を伺います。

シビックセンター改修は一度止め、税金は切実な区民の福祉ニーズに使うべきです。住み続けられる文京にするために、シルバーピアや障害者住宅、特別養護老人ホームや障害者グループホームを増設し、不足する育成室や放課後等デイサービスも増やす必要があります。

五月に移転した小石川税務署の跡地について、国は「複数の利用要

望があった場合、自治体を優先する」と福手ゆう子都議会議員と私たち日本共産党文京区議会議員団の聞き取りで説明していました。必ず区民福祉の充足に活用すると、こういう意向を直ちに国に伝えるべきです。伺います。

区の建物で特別養護老人ホームを運営してきた桜栄会の撤退で、区が公募し決めた奉優会による文京千駄木の郷の運営が四月から始まりました。介護労働者は身体と認知機能にハンデを持つ高齢者に日々接し、健康と人権を守っており、入所者と家族の声を受け、継続雇用の人数や率をたてましたが、区は「法人において適切に対応」と実態を示しませんでした。

その下で今、文京千駄木の郷では残業を前提にした勤務となつていとの声があり、現状をどこまで把握しているのか、お答えください。介護保険法は自治体が保険料を集め制度運営する責任を課していますが、高齢者本人については介護を受ける権利でなく要介護にならないよう健康増進義務を強調するだけです。しかし、自治体は福祉の増進が任務で、憲法第二十五条やWHOが掲げる高齢者本人の生存権・健康権を保障する責任を負っています。

その認識と、介護事業を担う法人撤退が相次ぐ中、区は介護サービスを維持し区民が安心して介護を受けられるようにするため、どう対応するのか、併せて伺います。

なお、物価高騰とイラン戦争に加え、社会保障削減の影響から高齢者の健康と命、暮らしを守るため、補聴器補助の二倍化、二十三区中五区で行われている区独自補助でのシルバーパスを一千円の負担で買えるようにし、次期介護保険料の値上げは絶対せず、基金も活用して値下げをするべきです。それぞれ伺います。

災害時には特に、要配慮者の方々が安心して避難生活を送ることが

できる配慮が必要です。妊産婦や乳幼児などについては四つの大学と連携し、また、専門的支援が必要な要配慮者には福祉避難所があります。しかし、他の被災者と同じ空間での避難が困難な要配慮者の方もいらっしゃると思います。その方々への対応として、墨田区と台東区では民泊事業者と災害時における施設提供に関する協定を締結しています。

区も民泊事業者との提携も検討してはどうか、伺います。

また、スフィア基準に準じた避難スペースを確保するため、多くの方々が指定避難所に入らず、新たな避難所が早急に求められています。が、今後の検討策についても伺います。

水害対策では、神田川の氾濫時、関口一丁目地域の方々の垂直避難場所として民間の建物との協定締結が進んでいます。が、地域の認識は不十分です。また、区のハザードマップで示している近隣の避難所は新宿区の榎町地域センター、牛込第一、牛込第二中学校などですが、そこも水害時に文京区民が利用できる避難場所だと強調する必要があります。

また、新宿区の地域防災計画資料編には関口一丁目は水害時の避難所に早稲田大学・戸山キャンパス及び早稲田キャンパスと明記されていますが、文京区の風水害時に開設する避難所一覧表には何で入っていないのか、早稲田大学と区はどんな協議を行ってきたのか、併せて伺い、明記するべきです。お答えください。

近年は短時間での豪雨浸水被害が都内で頻発しており、避難を迅速に行うため、ハザードマップの内容を当該地域の方々へ周知徹底することが必要で、説明会の数回の開催、会場に来られない方には映像で見られるようにするなど、雨季を迎える前に早急に対策を取るべきです。お答えください。

先日の水防訓練では、地下鉄連絡口の止水板設置は超短時間で完了しましたが、段ボール箱活用の止水対策には一定時間を要し、止水板

の簡易さが再確認されたのではないのでしょうか。

二〇二四年七月の豪雨では、よみせ通り商店街でも浸水被害がありました。止水板が設置されていれば被害を未然に防ぐことができたと思っています。品川区や目黒区などが行っている止水板設置助成に踏み出すべきです。伺います。

新宿区は、災害時における聴覚障害者に対する業務に関する協定として、新宿区登録手話通訳者連絡会と新宿区聴覚障害者協会の三者で協定を締結し、避難所への誘導や避難生活のための情報提供を行うことなどを取り決めています。

文京区も同様の協定を結ぶとともに、聴覚障害者の方々が災害時が一番不安なことは情報が届かないことであり、防災無線では届かない情報を取得するための聴覚障害者用タブレット端末は命を守るための必需品であり、早急に給付するべきです。お答えください。

保育園の指導検査について伺います。

令和五年の検査で、ある保育園に対し「乳児の午睡時間において、身体の拘束につながる簡易な器具での保育を行っていた」、「乳児の午睡時にうつ伏せ寝の状態の対象児を体位変更せずに午睡環境を継続し、その管理を怠っていた」と指摘していました。

この園には「保育士が適正に配置されていない」、「ゼロ歳児クラスにおいて常勤保育士二人以上の配置が必要のところ、午睡時間において常勤保育士一人の配置になっていた」とも指摘していますが、いつまでに改善させたのか、なぜこんな状態になったのか、伺います。

また、この園には「令和四年度末において本社への立替金が年度内に補填されていない」との指摘もしています。経理等通知に基づかない資金移動が行われていたとしたら大問題ではありませんか。この件についての説明と指導の経過と結果を伺います。

また、別の保育園には、令和三年度に都への協議額以上の額を法人本部経費として取り崩していたことが分かり、超過分である二千七百万円を令和四年度中に園に戻すよう指導しています。しかし、改善されず、再び令和五年度中に早急に園へ戻入れを行うよう指摘し、この保育園は改善計画書を提出しましたが、提出された改善の時期までに改善が見られなかったため、令和六年度の指導検査で必ず令和六年度決算までに、令和三年度における取崩し超過額を園へ戻すよう、区は指導しています。

何ですぐ改善されなかったのか、原因と、令和七年度は改善が行われたのか、経過と結果を併せて伺います。

こんな事態ならば、保育園委託費の弾力運用は今すぐやめるべきです。伺います。

なお、この二つの保育園の園名を伺います。

千駄木小学校・文林中学校・千駄木幼稚園の改築に関する全六回の地域懇談会が二月に終わりました。

改築だより第六回には、学校敷地の南側に大きな校庭を整備し、北側に小学校と中学校の校舎とそれぞれの体育館を配置し、室内プールも整備する新しい学校のイメージイラストが基本計画案として示されましたが、教室数は小・中学校共に三十人学級を目指して増やし、改築後、文林中学校への進学者が増えることを想定した教室配置を求め、併せて伺います。

我が党文京区議会議員団は、三十年前の昭和小学校改築時に温水プールの整備を求めましたが、実現しませんでした。近隣住民の中には「北区や荒川区のプールに行っている」という方もいて、総合体育館やスポーツセンターに次ぐ区設温水プールは千駄木や本駒込地域の長年の願いなのです。

改築だよりにある、暑くならない状態で使える、年間を通して使えるプールというのは、改築基本計画に必ず盛り込んで、学校の子どもたちの利用を最優先としつつ、平日の夕方から夜間、土日祝日は一般開放し住民が使えるようにすべきで、伺います。

特別教室の改修工事がされた駕籠町小学校の家庭科室を視察させていただきました。見違えるようにきれいになっており、別の中学校の生徒は「校舎のきれいが好き」、「きれいだと授業に集中して取り組める」と感想を伝えています。

我が党文京区議会議員団は実態調査を行って、最善・快適で平等の教育環境を繰り返し求め、区が努力した結果、子どもたちの学びの意欲の向上につながったと考えますが、伺います。

一方、三月の予算審査特別委員会で和式トイレが小学校二十校中七校に二十基、中学校十校中七校に三十六基残されていることが分かりました。直ちに全て洋式化すべきです。伺います。

今年の夏も猛烈な暑さが予想され、学校の暑さ対策は最重要課題です。東京都は今年度、普通教室や特別教室の十五年以上経過した空調の更新に二分の一補助を実施します。ですから、区立の普通教室、特別教室にある設置後二十年以上経過したエアコンは、今年三月時点で小学校八十一台、中学校二十四台でした。全て更新するべきです。

さらに、風が強くスポーツに不向きな体育館のスポットエアコンは小学校二十四台、中学校四台あります。これが残っている台数を学校名ごとに示し、直ちに一扫するよう求めて併せて伺います。

また、区立小・中学校の最上階以外の普通教室の断熱改修も必要であり、東京都の補助も活用し、期限を決めて一気に実施すべきで、伺います。

なお、普通教室で断熱化改修が終わった教室数と学校名を伺います。

教材費無償化、給食費無償化財源について伺います。

区は二〇二七年四月に入学する小学校一年生に五万円、中学校一年生に十万円の入学準備金を支給するとし、小学校のランドセルや中学校の標準服など、学校生活で新たに必要となるものを想定しているとしていますが、二〇二六年四月に遡って支給をするべきです。伺います。

この間、私たちの論戦で明らかにしたのは、区立小・中学校九年間で保護者が負担する教材費は少なくとも二十二万円であり、全区立小学校での一年間当たりの集金額は三億五千万円になっていることでもあります。一方、私たちの調査では、二十三区で何らかの形で教材費無償化に踏み出した区が九区、修学旅行や移動教室の費用負担を行っている区が十一区、両方補助している区が六区あるということです。これらを踏まえて、教材費無償化の条例も提案し実施を迫ってまいりました。今年の我が党の予算審査特別委員会での予算修正提案では、教材費の無償化は三億五千七百万円で実現できることを明らかにしております。

また、修学旅行に掛かる八万五千円のうち、区の補助は一万円にとどまっております。小・中学校での八ヶ岳、魚沼移動教室の食事代四千万の無償化も合わせて八千万円で可能です。

二〇〇七年に区長が初めて区長選挙に立候補された際の公約には文の京を教育日本一にと掲げていたのですから、イラン情勢の悪化などで、物価高騰が続く中、義務教育は、これを無償とすると掲げる憲法第二十六条の趣旨にのっとり、子育て世代の負担を軽減するため、教材費、修学旅行費無償化などを急いで実現するべきです。伺います。

次に、学校給食の無償化と国庫負担についてですが、学校給食無償化は、二〇二三年五月二十六日に賛同する皆さん六会派十六名で文京

区学校給食を無償化にする条例案を区に提出いたしております。それ以前にも、日本共産党文京区議会議員団は本会議で十六回、予算修正九回、条例提案六回を行い、実現のために努力をしてまいりました。その後、これらの動きは国を動かし二〇二六年度から国が補助を出すことになりましたが、補助額は半分で小学校のみにとどまっております。

二〇二六年度の特別区長会の国への要望にもあるように、国が全額負担を行って、中学校へも補助を拡大するよう求めていくべきです。伺います。

最後に、蚊の発生対策なのですけれども、江戸幕府がお寺を集めたと言われる向丘の地域の方々から「お墓の花立てに水がたまると蚊が発生するので困っている」、こういう声が寄せられました。「殺虫剤の効果は一時的だし、外せる金属製の花立てを水が入らないように伏せておく」と盗難に遭うので、これはお勧めできない」というお話です。

港区では蚊の発生予防策として、希望に応じて花立てに使える蓋を無料で配っています。文京区内には百三十六のお寺があります。蚊が媒介して病気になることもあるだけに、優れた取組だと思います。是非文京区でも具体化するよう提起し、伺います。

以上で質問を終わりますが、答弁のいかんで再質問を留保いたします。

以上です。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 金子議員の御質問にお答えします。

最初に、平和に関する御質問にお答えします。

まず、昨今の中東情勢についてのお尋ねですが、本年二月に勃発した武力紛争を始めとする一連の軍事行動については、国際社会の平和と安全を脅かすものであると認識しております。国際紛争が、対話と外交による平和的解決をもって収束されるよう、願っております。

次に、平和特派員活動の報告書についてのお尋ねですが、派遣された中学生が、戦争の悲劇や平和の尊さについて、学んだ内容を自らの言葉で表現したことは、大変意義深いものと考えております。

今後とも、平和特派員事業を始めとした様々な平和事業を通して、次世代の若者への、平和の理念の継承に努めてまいります。

次に、非核三原則についてのお尋ねですが、区として個別に要請を行う考えはございませんが、平和首長会議の一員として、引き続き、非核三原則の遵守や平和推進に向けて取り組んでまいります。

次に、戦争遺構についてのお尋ねですが、多くの遺構において、所管する団体等により既に説明板が設置されているため、個々の遺構へ統一的な説明板を設置することは考えておりません。

なお、区が所管する遺構への説明板の設置については、設置場所の妥当性や維持管理方法等を鑑みながら、今後必要に応じて検討してまいります。

平和マップについては、これまでも区の平和事業等において配布しております。今後、掲載内容の見直しを予定しており、改訂の際には、区内の小・中学校も含め、活用について広く周知してまいります。

次に、中小企業支援に関する御質問にお答えします。

まず、相談窓口及び固定費支援等についてのお尋ねですが、区では、中小企業支援員による訪問相談や、東京商工会議所文京支部と連携した経営相談を行っております。

今般の中東情勢における区内企業の実態把握や各種支援策に係る情

報提供については、当該相談事業の中で対応しているため、特別の相談窓口を設ける予定はございません。

また、これまでも区では持続可能性向上支援補助や中小企業人材強化支援事業等、中小企業の経営基盤強化につながる取組を支援し、店舗に対してはがんばるお店応援キャンペーンにおいて電力・ガス・原材料費等の助成を行っているため、現時点において、区が固定費に対する補助事業を新たに実施する考えはございません。

また、国に対し、緊急の固定費対象の給付金を求める考えはございません。

次に、中小企業振興基本条例についてのお尋ねですが、建設業や医療業、福祉事業に限らず、区内中小企業者は、区の経済基盤を支える重要な存在であると認識しております。

本区では、産業振興を図るための各種事業を「文の京」総合戦略で計画化し、中小企業の振興に関する施策を推進していることから、現時点において、中小企業振興基本条例を制定する考えはございません。

次に、区発注の工事における柔軟な運用についてのお尋ねですが、区発注の工事において、資材高騰などにより工事費に影響が生じた場合は、契約約款に基づくスライド条項を運用し、受注者と協議の上で、必要に応じて契約金額の変更を行っております。

また、受注者の責（せめ）に帰さない事情により資材の納期が遅れる場合についても、納期の実態を踏まえ、工期延長等により適正な工期が確保されるよう、必要に応じて柔軟に対応しております。

次に、中小企業向け制度融資の拡充等についてのお尋ねですが、区では、本年度の制度融資において、経営環境変化対策資金や借換資金の融資限度額を引き上げるとともに、契約利率が上がる中で、当該メニューの本人負担率を据置きとしております。

また、現下の経済変動に対応するための借換資金を新設する等、既に、中小企業の資金繰りの円滑化に向けた支援を強化しているため、現時点において、直ちに制度融資を更に拡充する予定はありませんが、今後の経済状況及び国や都の動向を注視し、必要な支援策について引き続き検討してまいります。

次に、中東情勢に係る影響の実態把握等についてのお尋ねですが、中東情勢に伴う区内中小企業の実態や課題等は、区職員である中小企業支援員による訪問相談のみならず、東京商工会議所文京支部と連携した経営相談を通じて、また、産業団体や金融機関、商店会等との意見交換に加えて、区の窓口における日々の相談業務の中においても区職員が把握に努めているところです。

先行きが不透明な経済状況の中、引き続き国や都の動向を注視し、必要な支援について対応を検討してまいります。

次に、住宅建設等に係る相談体制等についてのお尋ねですが、消費者に対しては、消費生活センターにおける消費者相談において、また、事業者に対しては、経営相談において、必要に応じて国が設置する相談窓口等へ取り次ぐなど、対応に取り組んでまいります。

引き続き、消費者及び事業者の双方に対し、情報提供に努めてまいります。

次に、国への要望についてのお尋ねですが、建設資材の供給安定化等に対する支援策は、様々な議論や国内外の情勢等を踏まえ、国において進められているものと認識しており、国に対し支援策を要望する考えはございません。

次に、物価高騰等に対する区民への支援についての御質問にお答えします。

本区では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し

た食料品等物価高騰対応給付金や、離職等の理由で経済的に困窮している方を対象とした住居確保給付金等、目的に応じた様々な給付事業を実施しております。

また、生活保護費の夏季加算の創設については、全国市長会を通じて国へ要望しているところです。

御提案の給付金や補助事業について、現時点で実施する予定はございませんが、今後とも、国や他自治体の動向を注視し、必要な施策を展開してまいります。

次に、シビックセンター改修工事についての御質問にお答えします。改修基本計画における概算経費を含む改修内容については、これまでも区ホームページを通じて周知しており、本計画に関する区民説明会等を行う考えはございません。

工事のスケジュールについては、経費の平準化や社会情勢の変化等を踏まえ進めているところであり、引き続き、工事の進捗状況や区を取り巻く状況などの観点からも適切に精査してまいります。

また、実施設計を進める過程で、想定以上の老朽化等を確認した場合、工事内容を検証しながらその必要性を判断し、将来的な個別工事とするのではなく、追加工事を一連の工程に組み込むことで、経費の縮減や効率的な工事の実施に努めております。

今後とも、施設の安定的かつ継続的な機能維持や向上を図るため、必要な工事は着実に進めてまいります。

なお、今後の財政見通しについては、総合戦略において、令和十五年度までの推計を示しておりますが、シビックセンターの改修を含めた、区の中長期的な財政見通しについては、次期総合計画において示してまいります。

次に、小石川税務署跡地についての御質問にお答えします。

国有地の活用に当たっては、従前より、本区の行政需要や用地の状況について国と共有するとともに、情報収集に努めているところです。小石川税務署跡地については、今後、国において活用方針の検討を行うものと聞いており、検討に当たっては、本区の行政需要等も踏まえた検討を行うよう、本年四月に国に対して要望書を提出したところです。

今後とも、国の動向等を注視するとともに、適宜情報共有を行い、将来的な行政需要や区民ニーズ等を考慮しながら、総合的に検討してまいります。

次に、介護事業者の運営に関する御質問にお答えします。

まず、千駄木の郷の現状についてのお尋ねですが、職員の雇用については、雇用主である事業者により適切に対応されるものと認識しております。

区としても、利用者へのサービス提供に当たっては、従事する職員の労働環境は重要であると考えており、新たに運営を開始した法人も含め、運営状況の報告を求めるとともに、必要に応じて適切な指導や助言を行い、質の高い介護サービスが安定して提供されるよう、事業者を支援しております。

次に、介護サービスの安定的な提供についてのお尋ねですが、国及び地方公共団体は、高齢者の福祉を増進する責務を有するものと認識しており、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、法令等にのっとり、地方公共団体としての役割を果たすよう努めております。

事業者による介護サービスの提供においては、区ではこれまでも、介護人材の確保・定着に向け、従事職員向けの家賃助成や各種研修受講費等の補助など、継続的に実施しております。

また、物価高騰への対応など、時勢を捉えた支援を行っているところですが、引き続き、介護サービスが安定的に提供されるよう、介護保険制度の適切な運営に努めてまいります。

次に、補聴器購入費用助成の引上げ等についてのお尋ねですが、補聴器購入費用助成については、昨年度より制度を拡充しており、助成限度額の更なる増額は考えておりません。

また、シルバーパスについては、都において、昨年十月より本人負担額が大幅に軽減されており、区としての追加の補助は考えておりません。

介護保険料については、介護サービスの給付費用の見込み等を勘案し、国が定める基準に基づき、高齢者・介護保険事業計画の策定の中で、算定を行っております。

次期計画期間の介護保険料の算定についても、給付費等の状況を総合的に勘案しながら、適切に進めてまいります。

次に、災害対策に関する御質問にお答えします。

まず、避難所における居住スペースの確保についてのお尋ねですが、災害関連死を防ぐためにも、十分な居住スペースの確保は喫緊の課題と認識しております。本区においては、想定される全ての避難者に対し、都が示す基準を適用することは物理的に困難ですが、そのような現状の中、高齢者や障害者、妊産婦等、支援の必要性が高い避難者に配慮した居住スペースの確保に努める必要があるため、今後、時間の経過とともに優先すべき基本的な考え方を整理し、現在改訂中の避難所運営ガイドラインに明示してまいります。

また、都が示す基準に将来的に近付いていけるよう、継続して、二次的な避難所の確保や、在宅避難の推進による避難所避難者数の抑制

にも取り組んでまいります。

なお、民泊事業者との連携については、他自治体の取組を参考に、今後、研究してまいります。

次に、風水害時に開設する避難所についてのお尋ねですが、地域防災計画には、本区の区有施設のほか、特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定書に基づく新宿区の区有施設を掲載しております。

早稲田大学については、直接協議は行っておりませんが、新宿区において、水害時の避難所として指定されており、開設された際には避難可能です。

区としては、これまでも関口一丁目の各町会等に対し、大雨等による氾濫が発生し、神田川を越えて指定された避難所へ行くことが困難な場合には、避難方法の一つとして、新宿区の避難所へ避難することを新宿区とのワークショップ等を通じて周知してまいりました。

今後とも、地域活動等の機会を捉え、当該地域の各町会等に対し、氾濫前の早期避難や垂直避難など、水害時の様々な避難方法について周知啓発に努めてまいります。

次に、ハザードマップの周知についてのお尋ねですが、ハザードマップの内容を区民に理解していただくことは重要であるため、これまでも、区ホームページにハザードマップ等の解説を掲載するほか、防災訓練や防災講話等、様々な機会を捉え、周知を行ってきたところで

す。

今後とも、風水害時における適切な避難行動等について、分かりやすい周知に努めてまいります。

次に、止水板の設置助成についてのお尋ねですが、区では、水害時の浸水防止対策として、土のうを貸与するほか、高齢者又は障害者が居住する住宅の修繕工事に際して、止水板の設置助成等を行っております。

ます。現時点で、新たな助成を行う予定はございませんが、水害のリスクが高まっている現状や、他自治体の状況等も踏まえ、有効な浸水防止対策について、研究してまいります。

次に、聴覚障害者への災害時支援についてのお尋ねですが、区では現在、防災行政無線以外の媒体として、区ホームページや防災アプリのほか、エリアメール、Ｌアラート等、複数のツールを活用し、全ての方に災害情報が確実に届くよう努めております。

また、避難所には、手話通訳アプリがインストールされたタブレット端末を配備するほか、当事者団体の要望を伺いながら、手書き電光掲示板を全避難所に配備するなど、聴覚障害者に対する情報伝達が確保されるよう取り組んでいるところで

す。

なお、タブレット端末については、現在、日常生活用具としての給付に関する検討を行うため、情報収集や課題整理をしているところで

す。引き続き、先行自治体の取組を参考に、当事者団体、手話通訳関係団体等との情報共有を図りながら、丁寧な情報伝達に努めてまいります。

次に、保育所の指導検査等についての御質問にお答えします。

御指摘の件については、入眠時のみ使用が許容されるベビラックが、長時間にわたり使用されたことにより、指導検査の指摘の対象となったものであり、ベビラックの使用を中止し、改善を図っております。

また、うつ伏せ寝の際に体位変更を行っていないことや、午睡時間中の配置調整の不備により、一時、保育士が一人の体制となったことで、指摘の対象となりましたが、その後、安全が確保できる体制を整えております。

いずれの指摘事項についても、指導検査の翌日には改善されている

ことを確認しております。

貸付金については、それ自体が国の通知に反するものではありませんが、当該年度内に限って認められるものが年度内に補填されなかったことから、指摘の対象となりました。

本件は指導検査により、令和五年度決算において解消しております。もう一方の園の、前期末の支払資金残高の取崩しについては、運営事業者の経理等に係る処理の不備により、改善に期間を要しましたが、区が継続して指摘及び指導を行うことにより、六年度決算においては清算を行っております。

なお、委託費の弾力運用は、適切な施設運営が確保されていることを前提に認められている国の制度であり、国に対し中止を求める考えはございません。また、当該施設の園名については、施設及び法人の正当な利益を害するおそれがあるため、現時点で申し上げることはできません。

最後に、蚊の発生源対策についての御質問にお答えします。

区では、感染症予防の観点から、蚊などの衛生害虫対策について、発生源対策を重点的に取り組んでおり、墓地の花立てに残っている水が発生源とならないよう、管理者に対して、墓地の維持管理の一環として花立ての適切な管理を行うよう、啓発に努めてまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、文京区平和特派員事業についてのお尋ねですが、本事業は、平和教育の一環として、区と友好都市協定を締結している沖縄県うる

ま市へ区立中学生代表生徒を派遣し、うるま市の生徒との交流や平和学習を実施しているものです。

派遣された生徒たちは、事前学習において沖縄の歴史を深く学ぶとともに、その地域での学びを切り口として、平和について多面的・多角的に捉え、理解を深めている様子が見受けられました。

さらに、これらの代表生徒が現地で得た貴重な知見や経験を各学校の生徒へ還元することで、本区の全ての生徒の学びにつながっているものと認識しております。

このように、うるま市との緊密な連携の下、充実した学習活動を展開できていることから、現時点では派遣先を拡大することは考えておりません。

また、定員の増員については、引率者の確保や経費負担の在り方だけでなく、受入れ側施設のキャパシティや対応者等の課題もあるため、困難であると考えております。

次に、千駄木小学校及び文林中学校の教室数についてのお尋ねですが、学級編制に当たっては法改正の内容に基づき、三十五人学級への対応を順次進めてきたところであり、三十人学級を想定した検討を行う考えはございません。

また、令和六年五月に策定した文京区立千駄木小学校等改築整備方針において、必要諸室の考え方について整理をしており、地域懇談会での検討を踏まえ、今後策定する改築基本計画や、基本・実施設計の中で検討を進めてまいります。

次に、千駄木小学校及び文林中学校改築において整備するプールについてのお尋ねですが、昨年度開催した地域懇談会において、年間を通して利用可能な屋内温水プールの整備を希望するという意見がまとまったところであり、今後、改築基本計画の策定に当たって、本意見

を基にプールの整備手法等について検討してまいります。

地域開放については、地域の皆様からいただいた意見を基に、今後検討してまいります。

次に、特別教室改修についてのお尋ねですが、教育委員会では、より良い教育環境の確保に向けては、特別教室の改修が課題であると認識してきたところであり、普通教室の快適化工事を完了した学校から順次改修を進めてまいりました。

今後も、特別教室の改修工事を計画的に進め、教育環境の向上に努めてまいります。

次に、トイレの洋式化についてのお尋ねですが、区立小・中学校におけるトイレの洋式化率は令和七年四月一日時点で、九五・九%であり、プールの横など使用頻度が低いトイレを除いて洋式化をほぼ完了しております。

今後も、トイレの利用状況等を考慮しながら、その他の工事等と併せて改修を進めてまいります。

次に、学校の暑さ対策についてのお尋ねですが、普通教室及び特別教室の空調機器の耐用年数は、メンテナンスの状況や日々の使用時間によって異なるため、設置年数だけを基準に更新する予定はございません。

また、空調の更新は、特別教室や外壁の改修など他の工事とできるだけ併せて行うことで、工事の無駄を省き、学校運営に影響が少ないよう計画的に進めていることから、直ちに一斉に行う考えはございません。

なお、体育館において、スポットエアコンのみ設置している学校は、青柳小学校、金富小学校、大塚小学校、湯島小学校及び文林中学校で、各校四台ずつの設置となっております。こちらについても、計画的に

更新を進めており、直ちに一斉に行う考えはございません。

次に、普通教室の断熱化改修についてのお尋ねですが、最上階を除く普通教室のうち、断熱化改修が完了している学校は、関口台町小学校の七教室です。

また、直近の改築校である第六中学校、誠之小学校、明化小学校及び柳町小学校では、新校舎の外壁や窓ガラス等を断熱化しております。外壁等の断熱化については、外壁・サッシ改修工事と併せて行うことで、工事の無駄を省き、学校運営に影響が少ないよう計画的に進めてまいります。

最後に、入学準備金等についてのお尋ねですが、入学準備金は、小学校のランドセルや中学校の標準服など、学校生活で新たに必要となるものの購入を想定しており、入学準備の一時的な保護者負担の軽減を目的に給付するものです。

そのため、本年四月に遡っての支給は考えておりません。

また、教材費及び修学旅行費の無償化については、子育て世帯への支援全体の枠組みの中で検討すべき課題であり、現状においては、就学援助制度により、支援が必要な世帯に対して、一定の経済的な負担の軽減が図られているものと認識しているため、現時点での実施は考えておりません。

なお、義務教育段階における学校給食の無償化については、国の財政負担による恒久的な制度として早期に実現するよう、引き続き求めてまいります。

〔金子てるよし議員「議長、十九番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 十九番金子てるよし議員。

○金子てるよし議員 区長、教育長、御答弁ありがとうございます。

自治体の平和事業の重要性について、一定共有できたのは大変よか

ったかなと思います。

一方、シビックセンター改修の六十億円の追加工事の件ですけれども、これまで説明会などがないまま、改修工事計画の一部とし、既に三十億円が実行されている。こういう中で、シルバークパスを千円負担で買えるようにする負担軽減とか、教材費や修学旅行の無償化などについては、退ける答弁だった。また、止水板の補助などについても、研究を続けるという答弁だった。また、建設関連産業などの要望については、考えはないという答弁も続きました。

私は、施策を実施する優先順位が違っているのではないかと、この答弁を聞いて思いましたので、そのことは一点、指摘をさせていただきます。

また、文京千駄木の郷については、残業が前提の勤務になっているという指摘を質問の中で行いましたが、答弁の中では、そのこと自体については否定をされませんでした。区は必要に応じて指導助言をされているということでありましたので、私が指摘したそういう現場の実態をつかんでいただいて、そして議会に報告していただくよう、この場から改めてお願いしておきたいと思います。

今、中東情勢、物価の高騰などで、区民の暮らしや地域経済事業者の皆さんの声がたくさん議会に届いていると思います。昨日までの質問でも、各会派の皆さんからもそういう声が幾つもあつたと思います。従来にない状況ですから、喫緊の課題として、これからでも補正予算も含めて対応していただくよう、改めてお願いをしておきたいと思います。

他の点については、各委員会でも更に質疑をして、区民の皆さんの暮らしに役立つ、こういう文京区に更にしていくように私たちも頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（市村やすとし） 議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後二時五十五分休憩

午後三時四分再開

○議長（市村やすとし） これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔沢田けいじ議員「議長、十五番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 十五番沢田けいじ議員。

〔沢田けいじ議員登壇〕

○沢田けいじ議員 政策チームAGORAの沢田けいじです。立憲主義と民主主義、この二つをここ、文京区で実現するために議員をやってきました。

政治を身近にする、そればかり考えてきました。議会ピクニック、青空相談会、議会パブリックビューイング、ポッドキャスト。でも、何かが足りない。「もっと知りたい」、「もっと関わりたい」という声が聞こえてこないのです。

文京区の憲法と言われる自治基本条例には、知る権利と参加する権利、この二つの権利がうたわれています。

私たちが最も大切にしている知ること、そして参加すること。これを求める声が聞こえてこないのです。なぜでしょうか。

考えられる理由は二つです。一つは権利自体が知られていない可能性です。自分たちは無力だ、何をして変わらないと思っている。

もう一つは意思や意欲がない可能性です。まあ、大丈夫だろう、任せておけばいいと思っている。

どうすれば区政や議会をもっと身近に、もっと知りたい、参加したいと思ってもらえるのでしょうか。

議会の議論をもっと面白いと思えることも大切です。すり替えやばぐらかしが横行する国会と違って、区議会の面白さは、身近なテーマを、生きた言葉で議論することにあります。

その点では、議論を活性化する、オープンにする、うそやごまかしをなくす。そんな機会の一つがこの一般質問だと思います。くれぐれもすり替えやばぐらかしのないよう協力をいただけますか。区長と教育長に伺います。

では、本題に入ります。初めに、選挙公約についてです。

先日、文京区議会を見守る会という区民有志の団体から、議員全員にアンケートがありました。選挙公約、どうなったのという内容です。具体的には、三年前の選挙公約を基にこの間の活動を自己評価し、来年の選挙までの目標を示すものです。

同会のLINEオープンチャットの参加者は八百人以上。昨年度は、日本若者協議会の民主主義大賞でも優秀賞を受賞し、他の自治体にも動きが広がっているそうです。

アンケートの結果もチャットで公表されていますので、是非チェックしてみてください。

ここからは質問です。

私は、このアンケートで公約の二本柱である情報公開と区民参加について自己評価をし、うそやごまかしのない政治という新たな目標を加えました。区長は、自身の公約の進捗をどう自己評価されていますか。

四年前の本会議では、「政治家個人のマニフェストであり、議会に考えを示すつもりはない」と答弁を拒否されました。

区長の公約は区政運営の指針であり、選挙で交わした住民との約束です。その進捗は当然、住民の代表である議会の監視の対象で、それを個人のものとして拒むのは不誠実ではないでしょうか。また、仮に個人の公約であったとしても、住民に対する説明責任は免れないのではないのでしょうか。

ちなみに、文京区議会を見守る会のオープンチャットでは、昨日からの本会議のインターネット中継をリアルタイムで実況解説しています。

こうして議論がオープンになれば、不誠実な答弁は住民の間で拡散され、政治的なコストになります。これこそが住民が主役という文京区の理念を実現する確実な一手になると思います。区長、教育長の考えを伺います。

私の選挙公約は、この住民が主役の自治の実現です。もっと知りたい、参加したいと思える文京区を、区議会をつくることです。

なので、まず一つ目の知ることから、公約に沿って二点、伺います。これまでの議会での議論に基づいて具体的に質問しますので、区長、教育長も議論の経緯を踏まえて答弁をいただけますか。よろしく願います。

初めに、文京区の情報公開制度についてです。

情報公開は区民の信頼の礎です。公開できる情報は区民からの請求を待たずに先回りして出す、公開できない情報は審査を請求される前に理由を明確に示す。ここから始めるべきです。

一方で、法律や条例で公開すべきとされている情報を非公開と判断したために、不服審査が長引き、事務の効率と区民の信頼を損ねているケースもあると聞きます。

区の条例制定の際も、この非公開事項の扱いは慎重に議論されたは

ずです。特に、公開することで事務や意思決定に支障が生じる場合は、その内容を具体的に示さなければならない。

つまり、支障のおそれがあるだけでは非公開にできないと判断されたはずです。この認識は区議会を始め、区の実施機関全てに共有されているものと思いますが、いかがでしょうか。

また、こうした状況を改善するには、さきに述べたプロアクティブな情報開示で請求件数を減らしながら、DXによるユーザビリティの改善と周知で、区民の信頼を向上する必要があると思います。区長の考えを伺います。

続いて、区的意思決定プロセスの公開についてです。

条例制定時の主要な論点の一つが会議の公開でした。情報公開と区民参画の推進の観点から、区の会議の公開の在り方について十分に検討すべきとの結論です。

デジタル庁が一昨年改正したオープンデータ基本指針でも、総務省が昨年改正した自治体DX推進計画でも、自治体の保有データは公共の財産であり、政策立案の根拠データもオープンデータとして、つまり、無償で利用できて、機械判読に適した形式のデータとして公開することが求められています。

私も試しに区議会のデータでやってみました。テキスト形式の議事録をAIで解析すれば、短時間で議員や会派の傾向を把握できます。さらに、会議録は永久に保存されるので、うそもごまかしも利きません。あとは、膨大な数と量の議事録を、解析しやすい構造化データとして残すのが課題です。

要は、政策立案や意思決定に関わる議事録や資料などのオープンデータを、区の透明性と信頼性の向上のために、また、共有財産として次の世代に受け継いでいくために、今後どういう形で公開していくか

です。区長の考えを伺います。

続いて、公約の二つ目、参加することについて二点、質問します。初めに、無作為抽出の区民会議についてです。

杉並区の気候区民会議が注目されています。特に、関心のある人だけではなく普通の区民が政策づくりに参加する。十代から八十代まで幅広い世代を対象にしたいと引民主主義の手法が評価されています。参加者の九八％が参加して満足と答え、「自分事と感じられるようになった」など、自身の変化を実感した人も多いそうです。

昨年の予算審査で、杉並区の気候区民会議と文京区の地球温暖化対策地域推進協議会とを比較し、区民委員の選定方法や参加者の年代、会議の進め方などの見直しを求めた際は研究段階とのことでした。その際、区民委員への意見聴取や杉並区の事例研究を要望しましたが、その後の進捗はいかがでしょうか。

無作為抽出の区民会議は、ミニ・パブリックスとも呼ばれています。特に、会議のテーマに関心はないが会議の結果に影響を受ける一般の区民、いわゆるサイレント・マジョリティの意見が反映されることで、議論が特定のイデオロギーや利害関係を持つ区民の主張に偏って区民同士の分断や対立が生じるのを防ぐことができる点、誰もが会議の参加者を選ばれる可能性があるので、会議で出された結論が他の区民からも自分たちを代表していると認められやすくなる点は、会議の代表性と納得性を高める意味で重要だと思います。区長の考えを伺います。

二つ目は、自治基本条例の見直しと住民投票の制度化についてです。ニセコ町のように住民参加で、定期的な評価・見直しを制度化している例もあります。二十年間、放置された文京区の憲法に再び光を当て、積み残しの課題の一つ、住民投票の制度化についても再検討する

ことです。

昨年は「条例の認知度は低くても、区政への関心や参加が増えれば問題ない」という答弁もありました。でも、実際、条例を知らなければ守る意識も働きませんし、行政も積極的に執行しにくくなります。条例を裏付けていた社会環境や区民のニーズが変化しても、条例を知らない区民の声は届かなくなります。

このままだと、時代遅れのルールが形だけ残ってしまうケースにもなりかねません。

住民投票についても、昨年は「実際に問題が起きてから個別に設置すればいい」という答弁がありました。一方で、全国の自治体では提案された個別設置型の住民投票条例の大半が議会に否決されて廃案となっています。住民と議会の分断を招くリスクもあります。これを避けるには、一定数の署名が集まれば議決なしに住民投票を行える、常設型の条例をあらかじめ制定しておくべきです。

常設型住民投票条例には、このような政治的対立を回避できる点と、署名数や投票資格などのルールを事前に定めておくことで、手続の公正性と信頼性を高め、住民と区が日常的に区政の課題について議論する住民自治の文化を根付かせられる点、この二つのメリットがあると思います。区長の考えを伺います。

ここからは、前回の本会議でも提案した住民が主役のまちづくりと人づくりについて質問します。

まずは、まちづくりについて三点。

初めは、再開発の事業評価についてです。

前回は、区が住民の伴走者としての役割を果たすための仕組みの一例として、再開発事業のリスクやデメリットを包み隠さず公開する再開発評価委員会の設置を提案しました。「他自治体の動向を注視す

る」という先送り答弁でしたが、進捗はいかがでしょうか。

近隣区では港区と中央区が、第三者による評価委員会を設置しており、千代田区も設置に向けて検討しています。それぞれ、評価のタイミングや目的は少しずつ違いますが、事業の公益性と透明性を担保し、住民の納得感と信頼感を高める点では同様の趣旨です。こうした第三者による検証を拒むことは、行政と対等なパートナーである住民の知る権利の保障や納得感の向上を拒否するのと同じです。区長の考えを伺います。

このような大規模事業で、行政がデメリットを提示しにくいのは構造の問題があります。関係者との利害関係や都市の再生という大義名分が事業の見直しを困難にする。そして、事業の影響が広範で複雑なため、政治的な評価がしにくい。さらに、事業の見直しは職員のキヤリアに不利益になるリスクがあるため、インセンティブも働かない。リスクコミュニケーションの観点でも、さきに述べた第三者による評価がベターだと思います。

なお、評価制度には、事業効果を可視化して区民の理解を深めるだけでなく、区や事業者が説明責任を果たしやすくなるメリットも期待できます。

一方で、急激な事業費の高騰により、全国の駅周辺再開発事業の七割が計画見直しを余儀なくされているという報道もあります。都心部にも影響は出ており、今後予定されている区内の再開発も例外ではありません。このようなリスクをあらかじめ住民に共有し、客観的な評価に基づいて事業の継続や見直しを決定する仕組みをつくっておくことが肝要だと思います。区長の考えを伺います。

二つ目は、区が区民の伴走者の役割を果たすための、地区計画の活用についてです。

先日、区内の桜蔭中学校・高等学校が東京都に、隣接地のタワーマンション建築の許可差止めを求めた訴訟を、東京地方裁判所が退けました。このケースは、都が認める総合設計制度を使えば、区が定める絶対高さ制限を超える高さのマンションを建てられる、一種の裏技です。

一方で、千代田区にはこの裏技を禁じる地区計画の事例があります。もし文京区の住民がこの裏技や、それを止める方法があることをあらかじめ知っていたら、この計画も少し変わっていたかもしれません。区長の考えを伺います。

まちづくり基本計画も活用できます。地区計画のような法的拘束力のないソフトなガイドラインですが、柔軟に見直しができ、住民のニーズを反映しやすいメリットがあります。

区内では四地区が策定していますが、中でも根津地区は景観形成重点地区にも指定され、木密地域の防災面の課題も相まって、まちづくりのポテンシャルが高い地区です。地区の町会連合会からも、計画に定めた防災空地の整備を要望する声が寄せられており、歴史的景観と安心・安全な生活環境を両立し、次世代に引き継ぐ持続可能なまちづくりのモデルにもなり得ます。

一方で、計画も重点地区も、策定・指定したまま放置していたのは、住民の認知度も関心も低下し、形骸化するリスクがあります。

さきに述べた千代田区のように、地区の住民間の横のネットワークがあれば、地区独自の課題や魅力を住民同士で共有し、まちへの愛着やオーナーシップも育てやすくなります。

そのためにも、地域学校協働本部の地域コーディネーターとも連携して、地区内の多世代の住民が暮らしの現場の課題やニーズを定期的に持ち寄る場をつくるのが肝要だと思います。区長の考えを伺います。

す。

住民が主役のまちづくりの質問の最後は、住民の居住継続に関する実態調査と支援についてです。

ジェントリフィケーションの進行が、このまちで生まれ育った若者や、長年住んできた住民の生活を直撃し、経済的な理由での転出を加速させています。実態調査による可視化が必要です。

特に、教育環境が人気の文京区では、住宅の供給が高級志向になりがちです。家賃や生活費が高騰して若者が住み続けられないまちになっていくことは、地域独自の文化やコミュニティの喪失にもつながる深刻な問題だと思います。

流出を市場原理として傍観し不平等を見過ぐすと、多様な住民が共存することで生まれる都市の活力が下がります。その前に、住民の居住継続の不安を定量化し、支援につなげることが大切です。

支援策の具体例は、所得制限なしの若者向け家賃助成です。子どもの有無や所得額など、流動的な属性で対象者を線引きすると、年齢などの固定的な属性で線引きするのと比べて行政コストが増え、申請者の心理的ハードルも上がります。所得制限ぎりぎりの境界付近で支援から外れた人が、支援を受けられた人に不公平感を感じるなど、住民間の分断や対立も生じかねません。

若者の流出を防ぎ、若者にも住みやすいまちとしてリブランディングするには、所得制限なしの支援策がベターだと思います。区長の考えを伺います。

ここからは、住民が主役の人づくりの仕組みについて五点、質問します。

初めに、学校での主権者教育について。

前回は、学校現場の政治嫌いの問題を指摘し、学校教育にも政治的

有効性感覚のような評価指標が必要だと提案しました。

前回の答弁は「現場の実態は把握していない」、「政治的有效性感覚は数値化が困難」と、まるで教育行政ぐるみの政治嫌いかと思える内容でしたが、今後ずっと現場の実態を把握するつもりはないのでしょうか。

また、政治的有效性感覚は、明るい選挙推進協会やNIRA総合研究開発機構などが定期的にアンケート調査をしています。同様の手法でも評価は困難でしょうか。教育長に伺います。

そもそも、学校での主権者教育の機能不全の原因は、政治的中立性への過度な恐怖にあると思います。具体的には、現場の教員が、選挙の争点や地域の課題などの具体的なイシューを避け、教科書にある選挙の仕組みや制度論だけの授業に終始してしまうこと、保護者や地域からのクレームを恐れる余り、子どもたちが主体的に政治を議論する場が奪われ、政治は触れてはいけないもの、無関係なものという政治嫌いが再生産されてしまうことが挙げられます。

評価指標の設定は、このボトルネックを解消するものです。精神論を語るのもイベントの回数を誇るのでもなく、子どもたちの感覚がどう変わったかというアウトカムを設定することで、現場の教員にこの基準で堂々と子どもたちに議論をさせていいのだという免罪符ができ、心理的ハードルを軽減できます。

言わば、政治的中立性のプレッシャーから教員を解放するための評価指標です。教育長の考えを伺います。

続いて、こどもの権利に関する条例についてです。

受皿の条例ができ、次は魂を入れる番です。特に重要なのは区民参加と現場の実行力。そして、その鍵を握る公的第三者機関としての、こどもコミッションです。

一方、文京区のこどもの権利擁護委員は区長の附属機関です。区長が委嘱し、解職の権限も区長。「他の自治体もそうだから」との説明でしたが、子どもの利益を代弁して区長に意見し、是正を勧告し、制度を変えていくべき大切な人が、区長にべったりでいいのでしょうか。実行力の鍵は、行政に対する独立性とチェック機能です。そのためには、選任や解職のプロセスを運用でカバーし、活動の独立性を担保する必要があります。

具体的には、区長が一方的に人選するのではなく、子どもたちが自身が選考委員会をつくって選考に関わることで、区長が不当な解職をできないよう客観的で厳密な要件を定めて解職理由を公表すること、調査の実施や意見の表明に際して区長への報告を必要としないことなどの配慮が必要だと思います。区長の考えを伺います。

三点目は、こども議会についてです。

条例の制定に関わったこどもの権利推進リーダーの会議を継続し、常設型のこども議会に発展させる。

具体的には、子どもの意見を継続的に表明したり、区政や予算への反映状況をモニタリングしたりすることで、区政の政策サイクルに子どもの視点を組み込み、条例の目的であるこどもの最善の利益を具体化することができそうです。また、自分たちがつくった条例が現場で適切に実践されているかを子ども自身がチェックすることで、自分たちも社会を構成する一員だと、そういう権利の主体としての効力感を感じ、自律した区民として成長する機会にもなると思います。区長の考えを伺います。

こども議会の実効性を担保するユースバジェットの仕組みも必要です。

子どもたちが自ら提案した事業に予算を割り当てる手法で、単独で

も提案の質の向上や政治的有効性感覚の向上に寄与します。さらに、先ほど述べたことも議会のモニタリング機能を連動することで、子どもたちが自ら計画し、その結果を次年度のことも議会で評価するという政策サイクルが完成し、文京区に子どもは自ら未来を選ぶ決定権を持つパートナーという文化を根付かせることができます。区長の考えを伺います。

四点目は、見える環境教育です。

平和特派員事業で中学生同士が交流している沖縄県うるま市が、モズク養殖で国内初のブルーカーボン・クレジットの認証を取得しました。

地域の漁業協同組合が中心となり、小・中学校での食育や環境教育を巻き込んだ持続的な取組として評価されています。

食育や環境教育の生きた教材でもあるこのクレジットを購入することは、環境面でも経済面でも双方にメリットがあり、区民にも共感を得やすい新たな都市連携モデルにつながります。区長の考えを伺います。

五点目は、区立幼稚園の認定こども園化についてです。

湯島幼稚園が幼稚園型の認定こども園となり、柳町、明化、後楽幼稚園についても順次、移行が進んでいます。また、千駄木幼稚園、小日向台町幼稚園については、併設する小学校の改築に合わせて、認定こども園化が予定されています。

一方で、今後の再整備や園の在り方の方向性が示されていない園もあります。

特に、青柳幼稚園は三歳児保育を実施しておらず、令和八年度の入園児が三人という厳しい状況です。また、根津幼稚園や本駒込幼稚園でも入園児が減っており、区立幼稚園全体の在り方が問われています。

青柳幼稚園の今後について、四歳児入園が三人という状況を、区としてどのように受け止めているのでしょうか。また、今後の園の在り方について、どのような方向性を考えているのでしょうか。

さらに、保育教諭制度への対応について伺います。

今後、区立幼稚園の認定こども園化を進めていく上で、保育教諭の確保と育成が重要になります。特別区全体の制度設計を待ただけではなく、区として独自に、幼稚園教諭による保育士資格取得支援や、保育士による幼稚園教諭免許取得支援など、実質的な保育教諭育成の仕組みを検討すべきと考えます。区の見解を伺います。

以上で質問を終わります。冒頭でも申し上げましたが、区長、教育長には、くれぐれもすり替えやはぐらかしのないよう協力をお願いします。

御清聴ありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 沢田議員の御質問にお答えします。

最初に、区政等に関する御質問にお答えします。

まず、区政等を身近に感じるための取組についてのお尋ねですが、区民に区政等を分かりやすく伝えるとともに、区民の声を丁寧に伺い、区の施策に反映していくことが重要であると考えております。

本区では、区報やホームページ、SNSなどを活用した情報発信に取り組みとともに、審議会等の委員公募や各事業の説明会の実施、意見交換などを通じて、区民が区政に参加できる機会の充実に努めております。

今後とも、区政や区議会をより身近に感じてもらえるよう、分かり

やすい情報発信と参加しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

次に、本会議における答弁についてのお尋ねですが、一般質問は、二元代表制の下、議会において区民の代表である議員が、行政全般について、事務の執行状況や将来の方針、疑問点などを質問し、区長や教育長に答弁を求め、執行機関に対するチェックや政策提案を行う機会と捉えており、これまでも明瞭な答弁に努めております。

さらには、区の取組を区民に理解していただくことにもつながるものと認識しており、引き続き、相互の信頼関係の下、積極的な議論を尽くすことで、より一層区民福祉の向上を図ってまいります。

次に、選挙公約等に関する御質問にお答えします。

まず、選挙公約の進捗と自己評価及び説明責任についてのお尋ねですが、選挙公約は候補者マニフェストであり、区長としてではなく、政治家としてお示ししているものです。そのため、議会の場で直接その評価や進捗についてお示しすることは考えておりません。

改選後は区長として、マニフェストを踏まえた「文の京」総合戦略を策定しており、毎年度、各施策の点検や分析等、進行政管理を行い、議会に報告しております。

また、その内容については、区ホームページにて公表することで、区民の皆様にお示ししております。

なお、情報公開と区民参加については、情報公開条例や自治基本条例に基づき、適切に実施しているものと認識しております。

次に、開かれた議論についてのお尋ねですが、開かれた議論を行うことは、議会活動に対する区民の理解を深め、審議の活性化、充実を図る観点からも有用であり、区民に正しい選択の指標を提供し、議会への関心を高めることにもつながるものと認識しております。

区ではこれまでも、区報での情報提供やホームページでの会議録の

公開などを通じて、広く情報が行き渡るよう努めてきたところです。

今後とも、区政に関する情報を適切に提供し、開かれた区政を推進してまいります。

次に、情報公開制度についての御質問にお答えします。

情報公開制度は、開かれた区政を推進する上で、重要なものと認識しております。

御指摘の非公開情報の判断を含め、情報公開の手続等については、事務要領のほか、各種研修により全庁に周知しているとあります。

また、情報公開の請求については、電子申請を可能にすることで、利便性の向上を図ってまいりました。

今後とも、適切に情報公開制度を運用していくことに加え、DXの活用を含めた情報公表施策及び情報提供施策の拡充を検討し、区政に関する正確な情報を区民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開制度の総合的な推進に努めてまいります。

次に、オープンデータについての御質問にお答えします。

区では、文京区オープンデータ推進ガイドラインにおいて、オープンデータを区が保有する公共データとして、区民等に活用されやすいよう、機械判読性が高い二次利用可能なデータと定義し、利活用を推進してまいりました。

議員御指摘の議事録や資料等については、個人情報や著作権等に配慮した上で、公開する対象を検討しております。

今後とも、国や他の自治体の動向や技術の進展等も踏まえ、より実効性の高いオープンデータの在り方を検討してまいります。

次に、区民会議等に関する御質問にお答えします。

まず、気候区民会議を踏まえた事例研究の進捗についてのお尋ねですが、本区では文京区地球温暖化対策地域推進協議会において、区内

関係団体の代表者及び公募による区民委員から、地球温暖化対策について積極的に御意見をいただいております。

また、地域推進計画の見直しに当たっては、ワークショップやパブリックコメントにおいて、区内小・中学生や大学生など、若い世代からも多数の御意見をいただいているところです。

このほか、区内大学との意見交換会等を実施しており、地球温暖化対策について、幅広い年齢層からの区民参画を推進しながら、各施策を実施していることから、議員御指摘の気候区民会議を現時点で設置する考えはございません。

なお、当該会議を実施している一部の自治体からは、効果が見られる一方、運営における課題もあると聞いており、引き続き研究してまいります。

次に、無作為抽出による区民の意見聴取についてのお尋ねですが、無作為抽出は、区民参画の機会を公平かつ均等に提供することができ、区政に対する関心を喚起するためにも有効であると認識しております。

このことから、区では平成二十年度に発足した基本構想策定協議会において、長期にわたる協議会では全国的にも初めての試みとなる無作為抽出の手法を取り入れました。

また、本区の区民参画の手続に関する指針では、審議会等における無作為抽出による区民委員と公募による区民委員の合計人数の割合を全委員数の二五％以上とするよう努めることを定め、区民参画を促しております。

今後とも、会議等の性質に応じて多様な手続を組み合わせることにより、幅広い意見聴取に努め、区政運営に生かしてまいります。

次に、自治基本条例等に関する御質問にお答えします。

まず、自治基本条例についてのお尋ねですが、本条例においては、

区民や地域団体等と区が相互に協力して、共に地域社会の課題を解決することを協働・協治と定義し、本区の自治の理念として位置付けております。

社会環境の変化が加速度的に進む中、本区においては、この自治の基本理念を堅持しつつ、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決に向けて着実に取り組むことで新たな社会環境に対応した区政運営を推進しております。

このことから、現時点で自治基本条例を見直す考えはございませんが、区民が主体的に区政に関わることは大切であると考えており、先般、こどもの権利に関する条例の施行に合わせ、自治基本条例についても区報で周知を行ったところです。

今後とも、区民や地域団体等とともに、地域の課題の解決に向けた多様な取組を進めるため、様々な機会を捉えて自治の理念の周知に努めてまいります。

次に、常設型住民投票についてのお尋ねですが、住民投票制度は、複雑化した現代社会において、多様な住民ニーズをより適切に地方公共団体の行政運営に反映させるために実施する、住民意思を把握する方法の一つであると捉えております。

本区の自治基本条例においても、住民投票についての規定を設けておりますが、常設型とすることを含め、制度化に当たっては様々な論点があり、慎重に検討すべきものと考えております。

次に、再開発事業の評価についての御質問にお答えします。

市街地再開発事業の評価については、様々な手法があり、その一つである再開発評価委員会が幾つかの自治体において導入されていることは承知しております。

市街地再開発事業の評価に当たり、透明性及び客観性を確保するこ

とは重要と考えており、他自治体の評価委員会の評価手法や、評価時期等を研究しているところです。

この結果を踏まえ、再開発事業終了後に、事業効果を検証の上、必要な措置を講じることについても、今後検討してまいります。

次に、地区計画等の活用に関する御質問にお答えします。

まず、絶対高さ制限を定める高度地区についてのお尋ねですが、絶対高さ制限を定める高度地区の指定に当たっては、複数回の説明会を開催するとともに、区報特集号を発行するなど丁寧な周知を行ってまいりました。

その際には、総合設計を適用する場合の考え方や、地区計画において、地域ごとに、きめ細かな高さの設定が可能であることも説明しております。

このことについては、現在も区ホームページで公開されており、議員の御指摘は当たらないものと認識しております。

次に、根津地区のまちづくりについてのお尋ねですが、本区では平成二十年にまちづくり基本計画を策定後、二十五年にまちづくり協議会を発足し、まちづくりについて住民と協議を重ねてまいりました。

また、二十七年には景観形成重点地区に指定して地区独自の基準を定め、景観事前協議等を通じて、根津の魅力を生かしたまち並みの誘導を図ってまいりました。

これらのことから、議員の御指摘は当たらないものと認識しており、今後とも計画等に基づく対応を着実に行ってまいります。

なお、本年度からは、細街路拡幅事業の拡充や新たな防火規制の導入を予定しており、まちの防災対策をより一層強化するとともに、景観形成重点地区の取組として、景観普及啓発イベントを通じて、区民の景観づくりへの意識醸成を図っていく予定です。

引き続き、防災性の向上や良好な景観づくりに資する取組を実施し、安全で魅力あるまちづくりを推進してまいります。

次に、地域との協働についてのお尋ねですが、まちづくりにおいて地域の抱えている課題やニーズを把握することは重要であると認識しており、これまでも地域住民との意見交換や検討会、アンケートなどを実施してまいりました。

また、まちづくり協議会において、地域住民と地域課題の解決に向けた検討を行うとともに、地域住民との対話を通じ、関係部署と情報共有を図りながら、地域主体のまちづくりを進めております。

なお、地域学校協働本部の地域コーディネーターは、学校と地域のパイプ役として、学校からのニーズに対し、ボランティアとなる人材の確保や調整を行い、地域と学校が連携・協働して教育支援活動を行う役割を担っております。活動の本来の趣旨とは異なるため、まちづくりに関して連携することは考えておりません。

次に、区民の居住継続等に関する御質問にお答えします。

まず、若者の定住についてのお尋ねですが、家賃や生活費が高騰している現状にあっても、本区に住みたい若者が安心して住み続けられるまちづくりは、持続可能な地域社会を構築する上で重要であると認識しております。

そのため、定住意向や生活実態等について、世論調査なども含め、様々な手法での情報収集に努め、定住支援に生かしてまいります。

次に、若者の住宅支援についてのお尋ねですが、本区では、人口や世帯数が回復し、住宅ストック数も増加していることから、定住促進を目的とした新たな家賃補助等を創設する考えはございません。

今後も、若者計画に基づく各種施策を着実に進めることで、若者が安心して暮らし、将来に希望を持てるまちづくりを進めてまいります。

次に、こどもの権利擁護委員についての御質問にお答えします。

文京区こどもの権利に関する条例において、権利擁護委員は、こどもの権利に関して優れた識見を有する者としており、評価基準の担保や専門性の高い職務に対する理解等、子どもたちが委員の選考に関わることには、一定の課題があるものと認識しております。

また、権利擁護委員の解職は、条例において、心身の故障のために職務を遂行できない場合や、職務上の義務違反など、客観的かつ厳格な事由がある場合に限り認められるものと規定しており、委員が職務を遂行する上での独立性と身分保障は、現状においても十分に確保されているものと考えております。

次に、こどもの意見聴取に関する御質問にお答えします。

まず、こども議会についてのお尋ねですが、こどもの権利推進リーダーは、こどもの権利の普及啓発について検討する中で、少人数のグループ討議による意見交換等を行っており、このことが主体性を育む機会になっているものと認識しております。

また、こどもの権利を区内の子どもたちに周知・啓発することにより、子どもたち自身で自らが権利の主体であると理解していくことが肝要と考えております。

これらのことから、区としては、今後もリーダー会議等を通じて、子どもが自身を権利の主体として実感し、成長できる取組を一層推進してまいります。

なお、こども議会の設置については、区議会が主体となって検討されるものと考えております。

次に、子ども参画予算についてのお尋ねですが、子ども参画予算は、参加者の偏りの是正や限られた財源の中での優先順位付けなどの課題があることから、慎重に検討する必要があると考えております。

予算編成においては、現場の視点を重視し、区民ニーズを的確に把握しながら、各部の主体的な取組による予算要求の下、必要な施策を予算化しております。

引き続き、子どもたちの意見を丁寧に取り取りながら、最適な施策を展開できるよう、取り組んでまいります。

最後に、ブルーカーボン・クレジットについての御質問にお答えします。

本区と友好都市協定を締結した、うるま市では、産官連携により、国内初のブルーカーボン・クレジットの認証を取得しており、地球温暖化対策の観点からも意義のある重要な取組であると受け止めております。

一方、区では、第四次文京区役所地球温暖化対策実行計画に掲げる二〇三〇年ゼロカーボンオフィスの実現に向け、昨年度には熊本県及び熊本県五木村と、また、本年度中には島根県津和野町と協定を締結し、森林由来のＪ・クレジットを購入することで、計画的に二酸化炭素排出量の削減を進めることとしております。これにより、区が排出する二酸化炭素については、複数年にわたり継続して実質ゼロを達成する見込みとなっております。

なお、ブルーカーボン・クレジットについては、認証量が小さく、単価が現在購入している森林由来のＪ・クレジットと比べ高額であることから、現時点で購入する考えはございません。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、区政や区議会を身近に感じるための取組についてのお尋ねですが、教育委員会といたしましては、学校教育を通じて、子どもたちが社会の一員として必要な資質や能力を身に付け、地域や社会への関心を高めることが重要であると考えております。

各学校においては、区の課題について考え、その解決策を話し合う学習などを行い、区民としての自治意識の基礎を育んでおります。また、国会の見学に加え、区議会の見学などを通じて、地方自治を身近なものとして感じられるよう取り組んでおります。

あわせて、教育委員会や各学校の取組を分かりやすく発信し、教育行政への理解と関心の向上に努めてまいります。

次に、本会議における答弁についてのお尋ねですが、教育委員会では、区議会から教育施策に対する様々な御意見等をいただき、それらを生かしながら、教育行政を進めてまいりました。

これまでも、本会議においては区民に分かりやすい答弁を行うよう心掛けてきました。また、答弁に対する更なる見解や認識については、委員会で議論を深めることにより、様々な教育課題の解決に努めてまいりました。

今後とも、相互の信頼関係の下、議会での議論を重ね、より一層、教育の充実を図ってまいります。

次に、オープンな議論についてのお尋ねですが、教育行政においても、区民の皆様に関心を持っていただき、御理解を深めていただくことは重要であると考えております。

今後とも、教育委員会や学校現場の取組・課題等を丁寧にお伝えしてまいります。

次に、主権者教育についてのお尋ねですが、主権者教育は、単に政治の仕組みを学ぶだけではなく、社会の中で自立し、他者と連携・協

働しながら、地域の課題を主体的に担う力を育むものであり、こうした力は、知識の習得だけでなく、学びの過程や学校生活の中で育まれるものと認識しております。

学校では、社会科を中心に、民主政治の仕組みや主権者としての政治参加の在り方などについて、適切に教育活動を行っているものと認識しており、現場の実態を把握していないという御指摘は当たらないものと考えております。

また、議員が例示された調査については、認識しておりますが、各学校は、教育活動の実践を通じて、児童・生徒が政治や社会を自分事として捉えられるよう努めておりますので、現時点で教育委員会として調査を行う考えはありません。

引き続き、学習指導要領に基づいた適切な指導に対する教員の理解を深めるとともに、主権者教育の意義が現場で十分に共有されるよう支援してまいります。

次に、区立幼稚園についてのお尋ねですが、青柳幼稚園の入園者数については、保護者の教育・保育に対するニーズの多様化によるものと認識しております。保育園を希望する世帯が増え、幼稚園の入園希望者数は減少傾向にありますが、区立幼稚園で幼児教育を受けたいというニーズは、あると認識しております。

こうした多様なニーズに応えるためにも、区立幼稚園が提供する教育内容や、地域に根差した特色ある魅力について、的確に、そしてこれまで以上に積極的に、情報を必要とする子育て世帯の皆様へ発信していくことが重要であると考えております。

なお、現時点で幼稚園全体の在り方を変更する考えはございませんが、今後の区立幼稚園の認定こども園化と、区立幼稚園に対する教育・保育のニーズを踏まえ、適切に対応してまいります。

最後に、保育教諭制度への対応についてのお尋ねですが、本区が設置している幼稚園型認定こども園は幼稚園教諭を配置することとされており、制度上、保育教諭を配置することはできません。

現在、区立幼稚園十園に在籍している幼稚園教諭のうち約九四％は保育士資格を所持しており、認定こども園元町幼稚園の幼稚園教諭は全員が保育士資格も有しております。

そのため、区独自の支援策は必要ないものと認識しております。

〔沢田けいじ議員「議長、十五番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 十五番沢田けいじ議員。

○沢田けいじ議員 今日も再質問通告はしていないので、自席から、今後の課題だけ挙げさせていただきます。

まずは、御協力に感謝します。初めに申し上げたすり替え、それからはぐらかしのないよう、区長にも教育長にも十分に配慮をいただいたいと思います。ただ一方で、擦れ違いは多かった印象です。

委員会と違って一問一答ではありませんので、ぱっと見は分かりませんが、例えば、AIを使えば可視化ができます。先ほども言いましたが、これからは住民の監視の力を強化できるということです。答弁の擦れ違いランキングとか、はぐらかし答弁集とか、誰だって作れるわけです。

私も、過去の質問を全てAIで整理してみました。中では、今回の質問、そして答弁が一番擦れ違いが多かった気がします。私も任期の最後ということでこれまでの積み残しの課題をできるだけ詰め込んで質問をしたので、仕方ないかとも思うのですが。

ただ、今回やってみて気が付いたこともあります。一つ、メリットがあると思うのですよね。これを見れば、文京区の自治の何がデッドロックなのか誰にでも分かるということです。どこで引っ掛かって

いるのか。この先、続きをいつ、どこでやるのかは分かりませんが、是非期待していただく。

あと、今回の擦れ違いの評価結果も今日中に公開しますので、是非参考に見てみていただきたいのです。

最後に一つだけなのですけれども、最初に申し上げた再質問なのですけれども、絶対にやった方がいいと思うのです。議会が決めるのだからおまえがやれよという御発言も今あったのですけれども、これは区長と教育長に対するお願いなのです。なぜかということ。再質問があつて議論が活性化された方が、絶対にリーダーとしての誠実さが伝わるからです。

先ほど、無謬性神話は終わったという話をしましたよね。無謬の行政に価値はないと。そこには住民の参加の余地がないからです。議会もそうですよね。これから、議会は確実に面白くなりますよ。チャレンジャーが増えます。議会が多様化して活性化すれば、透明性も信頼性も高まって、もっと知りたい、そしてもっと関わりたいという人が増えます。区長も教育長も次は何を言ってくるかなとわくわくする、そんな日が来るはずですよ。

時代はリーダーの葛藤、そして弱さを求めている。区長と教育長がその気になれば、こちらは準備ができていますので、期待しています。また皆さんと議論できるのを楽しみにしています。

ありがとうございます。

○議長（市村やすとし） 議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後三時五十五分休憩

午後四時五分再開

○議長（市村やすとし） これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔吉村美紀議員「議長、二番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 二番吉村美紀議員。

〔吉村美紀議員登壇〕

○吉村美紀議員 自由民主党の吉村美紀です。令和八年六月定例議会に当たり、会派を代表して質問をさせていただきます。

私からは、一、中東情勢の緊迫化に伴う物価高騰対策について、二、こども性暴力防止法施行に伴う区の対応について、三、若者の孤独・孤立対策の充実について、四、独居高齢者への支援体制の充実について、五、インターネットリテラシーの向上等への取組について、六、自治体DXの更なる推進について、七、自転車走行ルールの周知徹底について、八、困難な問題を抱える女性への支援計画の策定について、九、北朝鮮による拉致問題の小・中学校における啓発の促進について、以上九項目について質問させていただきます。区長、教育長の前向きな御答弁をよろしくお願いいたします。

初めに、中東情勢の緊迫化に伴う物価高騰対策について質問させていただきます。

私が区議会議員に就任してから、七年強の月日が経過いたしました。この間を思い起こせば、新型コロナウイルス感染症という未曾有の災禍が私たちの生命、そして生活基盤をも崩壊させ、世界中をパンデミックに陥れたこと、そしてコロナ禍収束後においてもコロナ禍で受けた打撃が影響を及ぼし経済的にも苦しい状況に陥っていた皆さんの顔が浮かんできます。私自身、行政書士としても申請支援等をしてきた経験から、コロナ禍における経済支援策については何度も質問を繰り返させていただき、区には様々な経済支援策を打ち立てていただいた

こと、感謝しております。

文京区では、区内店舗向けの経済支援策としてがんばるお店応援キャンペーンを定期的に開催していただいております。令和八年七月一日から当該キャンペーンの実施が決まっております。がんばるお店応援キャンペーンは、一定の効果を発揮しているとは思いますが、区として当該キャンペーンをどのように評価しているのか、そして今後の展望についてお聞かせください。

さて、今般の日本では中東情勢の緊迫化によりガソリンを含む燃料価格や石油を原料としている物品の価格が急騰しており、区内事業者の方からは今後を危惧する声も届いております。

今般の中東情勢は、いまだに予断を許さない状況が続いています。今後の中東情勢の動向やそれを受けた原油価格等の高騰状況を見極めながら、事態が長期化した場合も想定した上で支援の在り方を柔軟に検討していく必要があると考えますが、区のお考えをお聞かせください。

企業に対する行政支援として重要視されるのは、企業の生産性を向上させるような支援策を講じることです。

文京区では、企業の生産性向上に資する設備投資をするための補助金である、生産性向上設備を対象とした持続可能性向上支援補助金を創設しており、広く活用され、好評を博しているところです。もっとも、当該補助金は、補助対象事業以外の用途への転用の可能性がある設備、すなわちパソコン、タブレット、プリンター等は対象経費から除外されております。実は、私への相談として数が多いのが、業務用としてパソコンを購入したいという声です。デジタル社会において、パソコンは業務にも必須のアイテムとなっており、高額なパソコンを買い換えなければならないときに補助金で支援をしていただけたら助

かるといふ区内事業者さんはたくさんいらっしゃいます。

今後、補助対象設備の拡充をしていただきたいのですが、区のお考えをお聞かせください。

続きまして、こども性暴力防止法施行に伴う区の対応について質問させていただきます。

令和六年十一月の本会議一般質問にて、こども性暴力防止法施行に伴う文京区への影響について質問させていただきました。その際に、いわゆる通称日本版DBS制度の周知徹底や、区によるフォローアップ体制構築について質問させていただきましたが、当時は国が作成するガイドラインもまだ示されておりました。その後、同法の施行は令和八年十二月二十五日に決まり、本年に入ってから国はガイドラインも公表されました。ガイドラインはページ数も三百四十ページとそれなりに多く、目次だけでも七ページもあります。それぞれの施設がこの内容を正確に理解するためには、区による周知啓発及び指導が重要であると考えます。そこで、同法の施行が約半年後に迫る現時点において、文京区における現状及び今後の取組について再度確認させていただきます。

本制度は、児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講ずること等を義務付けるというものです。これは、児童対象性暴力等が、児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであるため、児童対象性暴力等の防止措置を講ずる必要性が高いという立法事実に基づくものです。

本制度開始後、対象事業者は、従事者に、性犯罪前科の有無を確認することが求められます。また、性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、配置転換等の雇用管理上の措置

が必要になります。この場合、子どもに接する業務に就かせ続けることはできなくなります。

本制度により、学校、認可保育所等は、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。それ以外の放課後児童クラブ、学習塾等は、国が認定をすることで制度の対象となります。国が認定した事業者は、こども家庭庁のウェブサイト上で公表され、認定マークを広告等に使えるようになります。それにより、区民は性暴力防止の取組をしている事業者を選べるようになるため、区として、当該施設が認定制の適用を受けるように促進していただきたいと思います。

制度の対象とされる施設においては、制度開始後のトラブル防止のため、制度開始前の今から、採用選考の際には誓約書等にて求職者の性犯罪前科の有無を確認しておく必要があります。

また、本制度の実効性を確保するためには、区は性犯罪歴の確認手続、照会方法、チェック体制、対象施設の従業員に性犯罪歴が確認されたときの対応を検討しておく必要があります。

先ほど述べたように、法律上当然に対象となる施設と、認定制により対象となる施設とが存在しますが、それらの施設の中でも、指定管理者制度が導入されている施設や区から補助金を受けて子ども関連事業を行う団体等、当該施設の運営主体は様々であり、指導及び支援体制の整備についても個別具体的に検討していく必要があります。

区として、同法の施行に合わせて現状どのような準備をしているのか、今後の展望もお聞かせください。

小児性愛による性犯罪者は、自己では抑え切れない衝動により再犯を犯してしまいがちであり再犯率も比較的高いことが認められます。文京区の子どもたちを犯罪から守るためにも、同法施行に向けて、十分な周知を行い、対象となる事業者に必要な準備を進めてもらうと

もに、子どもや保護者を含めて、本制度への理解を深め、社会全体として、子どもに対する性暴力は許さないという機運を醸成していくことが必要です。区の取組に期待しております。

続きまして、若者の孤独・孤立対策の充実について質問させていただきます。

現代社会においては、社会構造の変化により家族や地域、会社等における人とのつながりが薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況が生じています。

内閣府が令和六年度に実施した孤独・孤立の実態把握に関する全国調査によると、孤独感がしばしばある・常にあると回答した人の割合は、二十歳から二十九歳が七・四％と最も高く、次いで三十歳から三十九歳の六・〇％となっており、子どもの自殺者数は令和元年に三百九十九名であったのが、令和七年では五百三十二名と増加しており、高止まりしている状況です。

こうした状況は、正に現代の社会問題となっており、地方自治体としてもこれらの問題に真正面から向き合い、適切な対策を講じる必要があると考えます。

このようなことから、文京区でも、令和八年八月より若者の居場所事業、B u n k y o N i g h t Y o u t h L o u n g e が実施される予定ですが、当該事業は文京区在住の若者を対象に、若者が自由に過ごすことができる非日常空間での居場所事業として展開するものです。当該事業が、若者の孤独・孤立を解消する一端を担ってくれることを期待しております。

若者が当該空間にて居心地のよさを感じ、またその場所に来たいと思ってくれるような居場所づくりをすることが重要であると考えますが、区として具体的にどのような演出をしていくのか、今後の展望に

ついて区のお考えをお聞かせください。

街区公園、駅前広場等、身近な公共空間を孤独・孤立対策の場として活用していくことも重要な視点であると考えます。

例えば、姫路市では、兵庫県立大学との共同研究の一環として、子育て世代の孤独・孤立を予防するために、街区公園にて木かげじかんという事業を展開しています。孤独・孤立対策を「参加してください」から始めず、「木陰でゆっくりしませんか」から始めるというものです。ですが、まちなかで自分時間を過ごせる場所づくりは、心の回復、認知の変化、緩やかな社会接点を生み、孤独・孤立の予防インフラとなる潜在力を持っているということです。

文京区においても、屋内のみならず、屋外での交流イベントも企画してみたいかがでしょうか。軽い運動となるようなウォーキングを企画してみてもよいかもしれません。区のお考えをお聞かせください。また、相談窓口の充実はもちろんですが、相談に至る前段階にて若者が気軽に自分の思いを口にできるような空間の整備が大切だと思います。オンライン等も駆使して、是非御検討いただきたいと思っております。

文京区において、孤独・孤立を感じている若者の居場所づくりを更に推進していただければと思います。

続きまして、独居高齢者への支援体制の充実について質問させていただきます。

家族の在り方が時代の流れとともに変容し、独居高齢者の数も増えてきているものと思われます。独居高齢者の中には、御家族が遠方にお住まいの方もいらっしゃる、身寄りのない方もいらっしゃいます。特に、身寄りのない独居高齢者の場合、身近に相談できる人がおらず孤独・孤立状態に陥ってしまいがちです。

文京区では、ひとり暮らし等の見守り事業として、高齢者宅の電球を通信機能も備えたLED電球に交換し、点灯が二十四時間ない場合には見守りを行う方へメールで異常をお知らせするという、高齢者見守りあんしん電球サービスの実施や、緊急時に適切な対処ができるよう緊急連絡先等を記入したカードを区及び民生委員等が共有するという、緊急連絡先カードの設置等をしております。これらの取組は非常に重要であると考えますが、緊急連絡先カードの設置については、緊急連絡先として書ける人がいないという御相談を受けたこともありま

す。そのような高齢者も増加していくことが予測され、今後の課題であると考えます。

ひとり暮らし等の見守り事業の利用状況及び今後の展望、そして当該事業の周知について、区としてどのように取り組んでいられるのか、お考えをお聞かせください。

私は行政書士でもあるため、身寄りのない独居高齢者の方からいわゆる終活について御相談をされることも多いです。御相談の内容は、遺言、死後事務委任契約、任意後見契約、成年後見制度について等です。

高齢者の方の中には、もしも自分が認知症を発症してしまったらどうしたらよいのか等、不安に感じている方も数多くいらっしゃいます。特に、独居高齢者の場合にはその不安が更に大きくなることでしょう。認知症施策の推進については、私自身これまでに質問を重ねているところですが、文京区における令和六年度末の高齢化率は一八・六％であり、今後も高齢者人口の増加が予想される中、認知症を発症する方も増加してくるものと思われ

ます。

特に、身寄りのいない独居高齢者においては将来的に認知症を発症してしまう等の事態をも想定して、事前に任意後見契約を締結してお

くことも有用であると考えます。

また、自身が亡くなった後の諸手続をしてもらう人を生前に決めておく必要があることから、死後事務委任契約を生前に締結しておく、若しくは、遺言書に遺言執行者の任務として記載しておく等の方策が有用です。

これらの基礎知識を理解した上で、自らが適切に取捨選択の判断ができるよう、そのような知識の啓発講座等をより充実していただきたいのですが、区のお考えをお聞かせください。

続きまして、インターネットリテラシーの向上等への取組について質問させていただきます。

私たちの日常生活において、インターネットは欠かせない存在です。今の子どもたちは小さい頃からインターネットに親しみ、活用しています。そのため、インターネットリテラシー教育の重要度は増しています。それは子どもだけに限らず、大人であっても同様です。全ての世代の方々が、インターネットがもたらし得るデメリットを正確に理解した上で、活用する必要があります。

また、近年では、インターネットを媒介して闇バイトに応募して、犯罪行為に手を染めてしまう若年層の存在も社会的問題となっております。インターネット上にはこのような危険が潜んでおりますので、危険に遭遇した場合の対処方法についても学んでおく必要があると考え

えます。

このようなことから、学校教育の現場でインターネットリテラシー教育を更に推進していただきたいと思っておりますが、それ以外にも、区民に対するインターネットリテラシー啓発講座等を定期的に開講し、注意喚起を促すべきであると考えますが、区のお考えをお聞かせください。

また、SNSにて誹謗中傷等の攻撃を受けた際には、発信者情報開示請求等の手法を用いて正式に抗議するべきであると考えますし、決して泣き寝入りすることなく、闘うことのできる知識を区民が身に付けることも必要であると考えます。そのため、そのような内容の啓発講座も実施していただきたいのですが、区のお考えをお聞かせください。

続きまして、自治体DXの更なる推進について質問させていただきます。

文京区では、行政手続の負担軽減策として書かない窓口への取組を推進していただいているところではありますが、行かない窓口である自治体DXについても更に推進していただきたいと思っております。

文京区における行政手続は、主としてLoGoフォーム、そしてマイナポータルやLINEを活用したオンライン申請が実装されているところですが、区の窓口で行われている行政手続の総数は二千四百五十件と非常に多く、それに比して、オンライン化手続数を見ると区におけるオンライン化率はいまだかなり低い数字となっているのが現状です。確かに、行政手続は膨大な数が存在しており、手続の種類によっては年に数回程度の手続から、毎日のように手続が発生するものまで、その内容は様々です。手続数が極端に少ないものまですぐにオンライン化しろとまでは言いませんが、手続数が多いもの等は早急にオンライン化をしていただければと思います。

行政手続のオンライン化は、区民の利便性に資する大切な取組です。是非積極的に進めていただきたいと思っておりますが、区として、今後オンライン化を進めていく上でどういう点を重視して取り組んでいかれるのか、お考えをお聞かせください。

続きまして、自転車走行ルールの周知徹底について質問させていただきます。

できます。

令和八年四月一日から自転車にも交通反則通告制度が導入されました。交通違反をした際に手続の中で発行される交通反則通告書を青切符と呼びますが、自転車の青切符の対象は十六歳以上の自転車運転者です。

自転車走行のルールを学ぶ場として、小学校及び中学校では安全教育という形で実施されており、また、高齢者においては高齢者クラブにて交通安全を学ぶ場が設けられております。是非、今後も積極的に展開していただきたいと思っております。

しかしながら、複雑化している自転車走行ルールについて子ども及び高齢者以外の者が学び直す機会は少なく、不安に感じている自転車利用者もいると思われます。SNSやインターネット媒体を活用して、それらの者が学ぶ場の提供を積極的に展開していただきたいと思っております。

知識のインプットは、アウトプットとともに行うと定着しやすくなると言われておりますので、例えば、SNSやインターネット上にQ&A方式により自転車走行ルールを出題し、区民が気軽に自転車走行ルールを学ぶ場を創作してみたらいかがでしょうか。警視庁のホームページでも、自転車の通行方法等に関する丸バツクイズを掲載しておりますので、区のホームページにも当該ページのリンクを張っていただく、若しくは区独自のオリジナル問題を作成して区のホームページ上に掲載する等をしていただきたいと思っております。知識は一定期間が経過したら薄れてきてしまうものなので、区民に定期的に勉強を継続していただくためにも、区が問題を作成し掲載する際には、一定期間が経過した後は問題を一新する等工夫もしていただければと思います。区のお考えをお聞かせください。

また、令和八年度重点施策として、ショート動画による安全な自転車利用啓発事業を実施いたしますが、ショート動画を活用した広報活動はより多くの視聴者の目に留まりやすいと考えますので、重要な取組です。区として、どのような動画を発信していくのか、今後の展望についてもお聞かせください。

続きまして、困難な問題を抱える女性への支援計画の策定について質問させていただきます。

令和七年十一月の本会議一般質問にて、複合的な課題を抱える女性の相談支援について質問させていただきました。重層的支援体制整備事業等、庁内連携を更に緊密にしていきたい、引き続きしっかりと取り組んでいただければと思っておりますが、区として、現状の取組状況についてお聞かせください。

ところで、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律は第八条第三項にて、市区町村に対し、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画である市町村基本計画を定めることを努力義務として規定しております。

文京区においても、市町村基本計画の策定をしていただき、より実効性のある施策を策定していただければと思っておりますが、今後の展望について区のお考えをお聞かせください。

続きまして、北朝鮮による拉致問題の小・中学校における啓発の促進について質問させていただきます。

自由民主党青年局では、拉致問題を絶対に風化させないという決意を持って、北朝鮮による拉致問題の解決に向けた国民世論の喚起を目的に、四十七都道府県で全国一斉街頭行動を毎年実施しております。

北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題

です。日本政府は、これまでに、帰国した五名を含む十七名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも、拉致の可能性を排除できない事案が多数存在をしています。

日本政府としては、北朝鮮側から納得のいく説明や証拠の提示がない以上、安否不明の拉致被害者は全て生存しているとの前提に立ち、引き続き、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くす姿勢を示しているところです。しかしながら、拉致被害者五名が帰国を果たした平成十四年十月から今日までの間には非常に長い月日が経過しており、家族会や救う会からは拉致問題の風化を心配する声が出ています。

拉致問題の解決のためには、日本国民が心を一つにして、全ての拉致被害者の一日も早い帰国実現への強い意思を示すことが力強い後押しとなります。特に、これまで拉致問題に触れる機会の少なかった若い世代の理解・関心を高めることが重要な課題となっています。

政府拉致問題対策本部が作成したアニメ、めぐみの積極活用等について、令和八年二月二十五日に、拉致問題担当大臣と文部科学大臣の連名で、各都道府県教育委員会等に対し通知を发出し、協力を要請しています。各学校にて、これらの映像コンテンツ等を活用した拉致問題に関する授業が実施されることにより、一人でも多くの児童・生徒等に拉致問題について関心を持ってもらうことが必要です。文京区のエducation委員会及び各学校へ周知を図っていただき、文京区でも学校教育の中で拉致問題について取り扱っていただきたいと思います。

文京区では、北朝鮮の拉致問題に関する授業をどのぐらいの学校が実施しているのか、区として把握はされているのでしょうか。また、授業内容については、例えば広島市では、中学校全学年を対象とした道徳の授業にて家族愛を主題として拉致問題を取り扱っています。

区としては、どのような授業内容にて拉致問題に関する授業を展開しているのでしょうか。お聞かせください。

結びになりますが、区民の皆様の中には、自分が何を言っても政治は変わらない、政治は自分とは遠いところにあるものであると感じている方々も一定数いらっしゃると思います。この国を、この街を、自分が創っていくのだという思いで、政治に向き合っていたきたい、政治を身近なものとして捉えてもらいたい、区民の皆様に政治を身近に感じてもらいたい、その一心から、私自身、区議会議員としての日々の活動を各SNSにて毎日発信しているところです。

議員の本質は議会活動である、その思いを忘れずに、議会活動、そして地域活動の双方を引き続きしっかりと取り組んでまいります。

以上より、私の質問を終わらせていただきます。
御清聴ありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 吉村議員の御質問にお答えします。

最初に、物価高騰対策に関する御質問にお答えします。

まず、がんばるお店応援キャンペーンについてのお尋ねですが、本事業は、原材料費やエネルギー価格等の物価高騰対策として、区内店舗に対する経済的支援を行うとともに、社会的課題に対する取組を促進することで、消費の活性化と区内店舗の魅力創出を図ってきたものです。

令和三年度以降で、延べ二千件を超える参加があり、原材料費等の物価高騰に苦しむ店舗の支援につながっていることに加え、六年度以降は、エシカル消費や合理的配慮に係る取組を要件とすることで、各

店舗が社会的課題に取り組むきっかけとなる等、様々な効果を生み出しているものと認識しております。

本年度も引き続きキャンペーンを実施し、各店舗の持つ魅力の発信に努めていくことに加え、店舗の声を丁寧に取り、今後の経済変動の状況に応じた事業展開について検討してまいります。

次に、区内企業支援についてのお尋ねですが、中東情勢の区内企業への影響については、区ではこれまで、中小企業支援員による訪問相談や、東京商工会議所文京支部と連携した経営相談を通じて、また、産業団体や金融機関、商店会等との意見交換に加え、区の窓口における日々の相談業務の中において情報収集を行うとともに、相談内容に応じて、適切な各種支援策につなげてまいりました。

今般の中東情勢の緊迫化に伴い、区内企業からは事態の長期化と今後の影響を懸念する声があり、企業活動の先行きは不透明な状況にあると認識しております。

今後とも、経営相談等により区内企業への影響を把握し、本年度拡充した企業力向上に資する各種支援施策等の活用を推進していくとともに、今後の経済状況及び国や都の動向を注視し、必要な支援策を検討してまいります。

次に、補助対象設備の拡充についてのお尋ねですが、区では、企業の収益力を高めることを目的として、先端設備を導入する際の経費の一部を補助する持続可能性向上支援補助を実施し、区内企業の生産性の向上につながる取組を支援しております。

本補助金は、企業による事業や業務用途以外への転用の可能性がある設備の導入は対象外としており、現時点においてパソコン等を補助対象とする予定はございませんが、引き続き、他自治体における状況等を注視しながら、研究してまいります。

次に、こども性暴力防止法についての御質問にお答えします。

同法により、学校設置者等に対し、子どもと接する業務に従事する者について、特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することが義務付けられております。

区職員については、現在、対象となる事業や従事者の範囲について、法令や国のガイドライン等を踏まえた調査を実施しており、その内容の精査を進めているところです。

子どもに対する性暴力を未然に防止し、子どもたちが安全に安心して過ごすことができる環境を確保するため、区として、指定管理者や民間教育保育等事業者の対応が進むよう、法の施行に伴う準備を着実に進めてまいります。

次に、若者の孤独・孤立対策に関する御質問にお答えします。

まず、若者の居場所事業についてのお尋ねですが、Bunkyo Night Youth Loungeは、困難や課題を抱える方に限らず、学校や仕事帰りの方、子育て中の方など、多様な若者が週末の夜間に気軽に立ち寄ることのできる居場所として実施いたします。

具体的には、静かに学習や読書等ができるスペースと、若者同士が緩やかに交流できる環境を整え、それぞれの過ごし方ができる場としてまいります。

また、若者のニーズを捉えたイベントや講座を実施することで、居心地が良く、継続的に利用できる居場所を実現してまいります。

次に、屋外での交流についてのお尋ねですが、区が実施した若者全数調査では、「他者と交流したい」という意見を多数いただいたため、若者同士の交流イベントや地域団体等との連携を実施する予定です。

屋外での実施については、整理すべき課題があるものと認識しておりますが、今後、若者のニーズを捉えて検討してまいります。

次に、相談につながる環境整備についてのお尋ねですが、本事業では、心理職を定期的に配置し、対面による相談事業を実施する予定です。

議員御提案のオンライン等の活用については、相談事業の動向やニーズを把握するほか、他自治体の事例等を分析することにより、実施の可否を判断してまいります。

次に、一人暮らし高齢者等の見守り事業等についての御質問にお答えします。

高齢者見守りあんしん電球サービスは、昨年度末時点の利用者が二百四十七人、通知先の方には、年間八百二十一件のメールを送信いたしました。また、緊急連絡カードの登録数は、八千七百七十二件です。

これらの事業により、救急搬送等、具体的な支援につながりました。本事業は、窓口での案内のほか、各家庭を訪問した際の直接の案内や冊子の配布に加え、昨年度より導入したAIチャットボット等、様々な機会を捉え周知に努めているところです。

また、知識の啓発については、高齢者あんしん相談センターのエンディングノートに関する講座や社会福祉協議会の権利擁護等に関する講座を通じ、今からできる備えについて考えていただく機会を提供しております。引き続き、講座内容の工夫や充実に努めてまいります。

身寄りのない高齢者等への支援に対しては、国において様々な検討が進んでおり、引き続き動向を注視するとともに、区としても、社会福祉協議会や、高齢者等終身サポート事業者及び居住支援法人など、民間機関等との連携を密にし、今後とも、高齢者が地域で安心して暮らしていける仕組みづくりに努めてまいります。

次に、インターネットリテラシーの向上等についての御質問にお答えします。

区では、本年度、区立中学校の生徒を対象に、SNS等のインターネットを介して闇バイトに勧誘される手口やその対応をゲーム形式で学ぶことができる、防犯リテラシー啓発事業の実施を予定しております。

区民に対しては、これまでも、インターネットリテラシーを含む文の京防犯力向上セミナーを定期的に開催しており、今後は、SNS等によって誹謗中傷等を受けた場合の対応についても啓発するよう、セミナーの内容を検討してまいります。

次に、自治体DXの推進についての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、区では、全ての手続の中から、実際に多く利用される手続を優先的にオンライン化することが、区民の利便性向上の観点から最も効果的であると考えております。

そのため、年間取扱件数が五百件以上ある手続のオンライン化に重点的に取り組んでおり、来年度末までにこれらの手続のオンライン化率を八〇%とすることをKPIとして設定しているとあります。

今後とも、行かない窓口の実現に向け、利用頻度の高い手続から着実にオンライン化を推進してまいります。

次に、自転車交通ルールに関する御質問にお答えします。

まず、交通ルールを学ぶ場についてのお尋ねですが、自転車の交通ルールの周知徹底を図るためには、子どもや高齢者を始め、幅広い世代に向けた、ルールを学ぶ場の提供が重要であると認識しております。交通安全教室等への参加が困難な世代に対しては、SNSやインターネットの活用が有効であるため、本年度の重点施策として、手軽に学べる自転車利用のショート動画の制作を進めているところです。

また、区ホームページでは、警視庁等関係機関へのリンクなどにより、多岐にわたる自転車利用の情報を掲載しており、今後、クイズ形

式による交通ルールの周知啓発を含め、更なる内容の充実に努めてまいります。

次に、安全な自転車利用啓発事業についてのお尋ねですが、ショート動画は、本区の特性を踏まえた独自性のある内容とし、区内にある変則的な交差点の通行方法や、区内で見られる交通ルール違反などに関する動画に加え、地域の方々との連携によるクイズ形式の動画などを予定しております。

今後、多くの方々に御視聴いただき、自転車の交通ルールの理解促進とマナーの向上を図るとともに、引き続き、地域や関係機関と連携した効果的な交通安全対策を推進してまいります。

最後に、複合的な課題を抱える女性への支援等に関する御質問にお答えします。

まず、困難な課題を抱える女性支援についてのお尋ねですが、女性相談については、生活状況等を丁寧に聞き取った上で、個々に応じた窓口やサービスの案内、情報の提供を行うなど、適切な支援へつなげております。

また、女性のほほえみ支援ネットワーク事業では、関係機関や民間団体との連携・協働を図るとともに、実務者同士の部会を開催し、切れ目ない支援が構築できるよう取り組んでおります。

さらに、重層的支援体制整備事業を積極的に活用し、複合的な課題を抱える女性に対し、必要な支援につなげてまいります。

次に、困難女性支援法における基本計画の策定等についてのお尋ねですが、昨年度実施した文京区男女平等参画に関する区民調査においては、生活の悩みや困り事に関する項目を追加しており、女性の年齢や世帯による傾向の違いが見られたところです。

基本計画については、これらの調査結果や、女性のほほえみ支援ネ

ットワーク事業における関係機関や民間団体からの意見も踏まえつつ、男女平等参画推進計画に包含して策定するとともに、困難な問題を抱える女性が安心して立ち寄れる出張型の場を検討していくなど、事業の拡充に努めてまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

区立小・中学校における北朝鮮による拉致問題啓発の促進についてのお尋ねですが、現在、都教育委員会作成の北朝鮮による拉致問題啓発動画、めぐみを活用した授業を全ての小・中学校において実施しております。

また、区立小・中学校における授業実践の内容としては、小学校社会科では、平和に関わる学習、中学校社会科歴史分野では、北朝鮮による拉致問題を取り上げ、人権問題を主体的に解決していくこうとする意欲や態度を育成しております。

今後も、国や都が作成した啓発教材や映像資料等を活用し、拉致問題の啓発を推進してまいります。

〔吉村美紀議員「議長、二番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 二番吉村美紀議員。

○吉村美紀議員 議席での発言をお許してください。

区長、教育長、前向きな御答弁ありがとうございます。

物価高騰対策及び中小企業支援については、需要を把握するべくヒアリングも重ねていただいて、他自治体の例等も更に研究をしていたらいい、文京区らしい経済支援策を策定していただければと思ってお

ります。

また、本日させていただいた各質問につきましては、同僚議員とともに各委員会で議論を深めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございます。

○議長（市村やすとし） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、六月八日午後二時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十七分散会